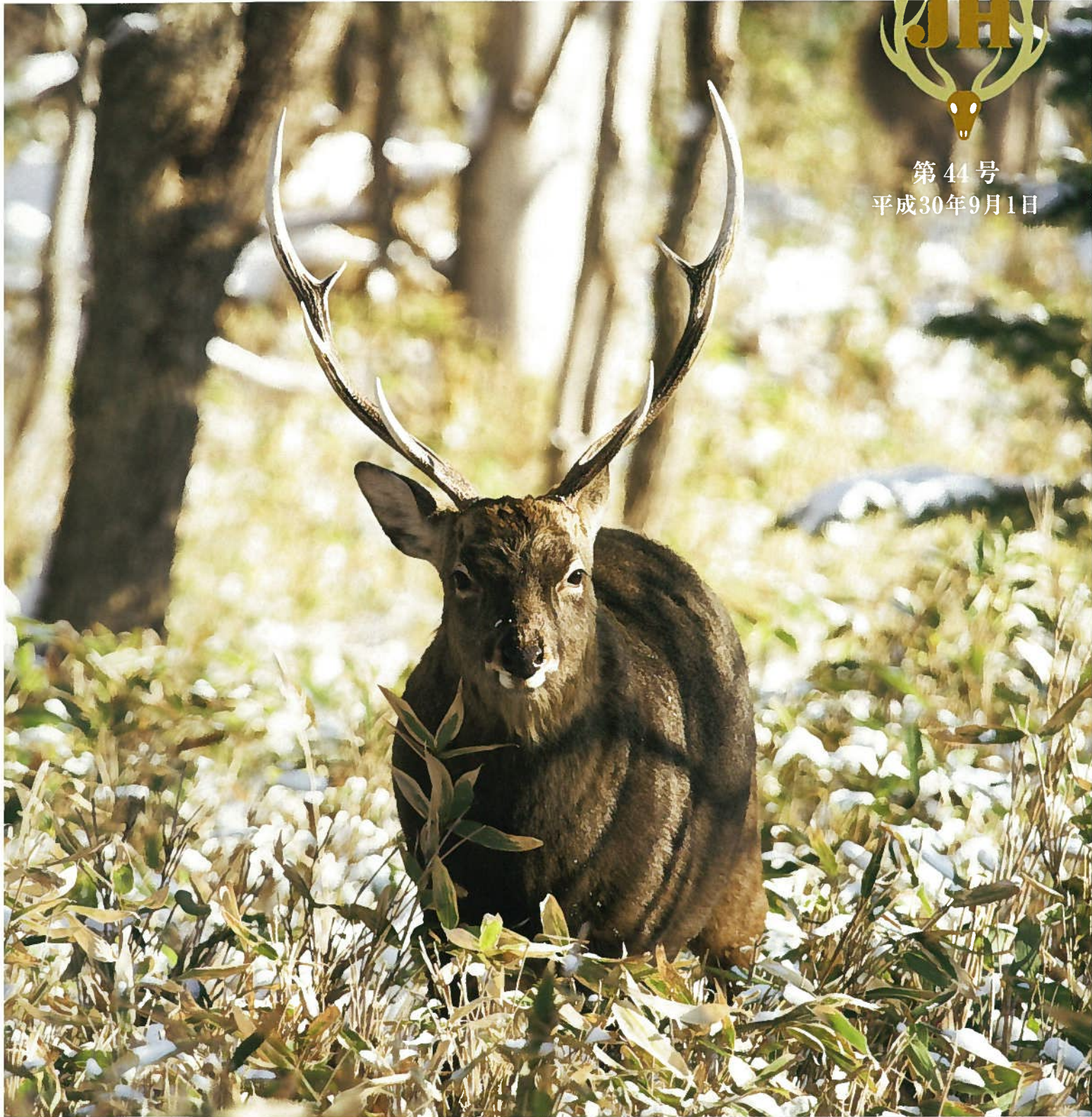


JAPAN HUNTERS ASSOCIATION

日 獵 會 報



第 44 号
平成30年9月1日



一般社団法人 大日本獵友会



日猟会報

第 44 号 平成30年9月1日

目 次

会長挨拶	1
特別寄稿	2
狩猟ニュース 1	8
狩猟ニュース 2	10
レンジャーだより	
大台ヶ原	12
平成 29 年度事業報告等	14
県猟トピックス	21
お知らせ	22
大日本猟友政治連盟の活動報告	26
統計資料	28
共済だより	34
「ポスターの女性（ひと）」紹介	48

会長挨拶



大日本猟友会会長の佐々木洋平です。

私こと、本年6月の定時総会及び理事会において、凶らずも会長に再任され、これで5期目となりました。平成22年の就任以来、銃刀法の改正や狩猟税の減免などの狩猟者を取り巻く問題に鋭意取り組んで参りましたが、まだまだ課題は山積しております。今後も精一杯取り組んで参りますので、皆様のご理解ご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、ニホンジカやイノシシ、更にはツキノワグマ・ヒグマなどの捕獲活動は、大変かつ危険を伴う作業で、基本的には構成員の皆様によるボランティア精神によって支えられているものであり、日頃の熱心な活動に対し心より敬意を表します。お蔭をもちまして、増え続けていたニホンジカ・イノシシの生息数は、環境省の最新の調査ではようやく減少傾向が見られるようになりました。

しかしながら、第一種銃猟免許保有者(ハンター)の数は引き続き減少を続けており、遂にわな猟免許者が上回ることであります。近い将来ハンターが激減する現

実が差し迫っており、その育成は本会にとっても最大の課題です。このため、今年度も新規参入者の増加に向けた情報発信等の強化や銃刀法等の関係法令改正等に重点的に取り組んで参る所存です。また、狩猟税減免措置の継続、ジビエ利活用の推進、指定管理鳥獣捕獲事業の円滑な実施、ドローンを活用した調査手法の開発等にも引き続き取り組みます。

歴史と伝統を有する本会は、来年設立80周年を迎えます。これを大きな契機として、特に狩猟に対する国民の理解と狩猟者のステータスの向上を図るため、「猟友会憲章」の制定や記念事業などに積極的に取り組みます。また、久しく開催していなかった「全国射撃大会」を開催するなど、年号も変わる来年を節目の年とするべく、本年度はその諸準備を進めて参ります。

なお、昨年新しく作製した安全狩猟ベスト・帽子は、退色の可能性が発覚したことから現在全部を作り直ししているところです。皆様にはご厄介をお掛けしますが、安全性と利便性等を高めたという一心から多額の費用支出を決断をしたものありますので、ご理解をいただければ幸いです。

結びに、皆様の益々のご活躍をお祈りするとともに、安全狩猟の励行をくれぐれもお願いし、ご挨拶といたします。

平成30年9月

一般社団法人大日本猟友会
会長 佐々木 洋平

移住者がマタギを継ぐとき

田口洋美（東北芸術工科大学教授）

■変わりつつける日々■

今年6月23、24日の2日間、山形県鶴岡市の羽黒町「いでは文化記念館」で『第29回ブナ林と狩人の会 - マタギサミット in 羽黒 -』を開催した。会をはじめて29年が経過したにもかかわらず、サミットへの参加者は200名あまり、宿泊先となった羽黒町の休暇村には100名を超える人たちが泊まった。

今回のサミットのテーマのひとつは「移住者がマタギを継ぐとき」であった。ここでのマタギというのは、東日本、とくに東北地方の中山間地域で歴史的に継承されてきた伝統的生活狩猟に関わる人々を指している。

日本はここ50年あまりの間に大きく様変わりした。新幹線の車窓から見える日本の風景は、伝統的な水田の青々としたイネの揺らめきと植林されたスギの林が次々と展開する。一見すると昔ながらの田園風景に見える。しかしその内実は大きく変化してきている。個人による営農から農事法人や企業体による営農へ、更に植えられているイネは一般食用の主食米から家畜飼料用の飼料米などへと栽培品種にも変化が出はじめている。あまりにも主食米価が安く、補助金もある飼料米へと切り替える営農者が増えてきているのである。

日本の食料自給率はカロリーベースで39%（2014年財務省統計）と言われている。2015年度の農林水産省の統計では、食物自給率が100%を超えているのは47都道府県中、1道5県（北海道：221%、青森県：124%、岩手県：110%、秋田県：196%、山形県：142%、新潟県：104%）に過ぎず、しかも東日本に限られている。総農家戸数を見ても昭和30年代から現在に至る60年間で半減した。

この4月、偶然目にした『日経ビジネス』の記事を見て愕然とした。期待されていた「植物工場」（工場内で農作物などを栽培する試み）の6割が赤字になっているというのである。この先、日本の食料問題と生産性の問題はようになってゆくのだろうか。

以前、野生鳥獣による農作物被害に悩んでいる農家の方から「猟師はどうやったら増えるのでしょうか？」という質問を受けたことがある。私は「健全で、未来ある農業、若者が農業に夢を見ることが出来るようになれば、自ずと狩猟者は増えると思います」と答えた。それは本音であった。しかし、その健全で未来ある農業が見えてこない。むしろ農業が衰退し、日本人の胃袋は海外に依存する方向へと向かっている。私が暮らしている山形市郊外の中山間地を見ても、耕作放棄された農地跡が鬱蒼と茂る草地や雑木林へと姿を変えていつている。耕作放棄地の再生林化である。何世代にもわたって汗を流し、ろくな農機具も食べ物もない時代に人々がささやかな未来を夢見て拓いてきた農地が、次々と手放され、自然に返却されてゆく姿を日常の風景として見ていると、歴史の残酷さを思わずにはいられなくなる。いかに新しい時代の流れとはいっても、振り向く者もなく、「攻めてくる森」に飲み込まれてゆく過去。今や森は中山間地域のみならず、集住空間周辺で膨れあがってきている。弱体化した集落は、「攻めてくる森」に飲み込まれてゆく勢いである。良いも悪いもない。時代は動いている。私たち日本人は生き方を変えたのだ。

先日、友人に教育委員会との仲介の労を取って貰い、廃校となった真新しい小学校の体育館にまとめられた民具を調査してきた。「今時、民具などを調査するなんて、余程の変わり者だ！」と言われながら、学生たちと蒸し暑い体育館の中で作業をつづけた。しかし、学生たちには新鮮な驚きがあったようで、誰一人泣き言をいわず、黙々と民具をスケッチし、計測し、写真撮影を進めてゆく。一本の鍬、一本のノコギリにも歴史がある。ノコギリの歯の摩耗の仕方から右利きの人、左利きの人が見えてくる。鍬からも畑の傾斜や土質まで見えてくる。日頃、シャーロックホームズのように具体的な証拠から過去の日常を類推するように指導してきたせいかもしれないが、学生たちが一点一点の農具を注意深く観

察している姿を見ると、彼らなりに先人たちのあゆみを知りたいという意欲が感じられた。

今時は、いかに雪国の山形に生まれ育った若者と言っても、カンジキすら実際には履いたこともなく、雪降りの日には両親の車で学校まで送り迎えされながら育ってきている。見たことはあるが使ったことはない。食べたことはあるが作り方は知らない。しかし、実際のモノに触れ、手で感触を味わい、重さを感じ、その農具で拓かれ、耕されてきた農地の跡を見ながら、彼らなりに考えている。自分たちが生きていく今という時代を、あるいはこれから訪れるだろう人口減少のリアルな撤退の風景というものを、不安がり、あるいはそこにこそ夢を見ようとしながら考えている。それが伝わってくる。その一方で、ゲームのような感覚で過去を類推する面白さに興奮しているようにも見える。しかし動機や面白みの発見がどのようにあろうと、きっかけをつかんだ彼らには何か芽生えているに違いない。期待したい。

■ 新人猟師の不安 ■

マタギサミットのパネルディスカッションの中で、山形県で戦後初めての女性猟友会員になった友人が「東京から山形にやってきて、移住者となって、地域で暮らしながら、研究もしてきた私にとって、狩猟は地域の方々と繋がる大きなきっかけとなりました。しかし、今、不安なのは、自分を世話してくれている師匠格の猟師さんたちが引退してしまった後、本当に自分の力で動物を獲れるのだろうか？自分たちのような片手間猟師の集まりで本当に続けてゆけるだろうか。それが不安でならないです。」と真剣に語っていた。

彼女の不安は、私も同じであった。村の猟師たちと行動を共にしながら狩猟文化を考え、その行動と技術を視点を追いかける内に自分も銃を背負い、獲物を捕らえ、捌くことまで覚えるようになった。そして、自分が信頼する先輩猟師がそばにいてくれるからこそ出来ることもあり、たったひとりでもそれが出来るだろうかと自分を疑い出す。そうした不安は私も常に抱いていた。しかし、このような不安の解消法は経験を積むことでしか解消のしようがない。これは極めて個人的な能力の問題である。彼女のように結婚もして、子育てをしながら狩猟経験を継続

的に積んでゆくのは決して容易なことではない。動けたとしても土日。その土日でも毎週猟野に出るといのはほぼ無理があるだろう。地域で日々の暮らしを立てながら、子供も育てつつ、十分な狩猟経験を積んでゆくというのは、並大抵の努力ではない。それでも彼女は、狩を継続したいという意志があるから不安にもなるのだろう。それだけ強い意志を彼女が保っているのは、いかに周囲にいる先輩猟師たちが優れた人々であるかが覗える。そして彼女もまた、その猟師たちに敬意を抱いてもいるからこそ不安も大きくなるのだろう。

現在、私の周辺には他の地域から移り住んで、地域の猟友会に入り猟に参加しているという20代、30代の人たちはわずかではあるが増えてきている。私が狩猟研究をはじめた35、6年前には考えられなかった変化である。それは保護から駆除へ、地域集団の生業としての狩猟から公共事業としての狩猟であり、駆除への変化なのである。

私の教え子たちの中にも東北地方だけで9名ほどの新人猟師がいる。これから狩猟免許を取るとい学生は、少なくとも3名はいる。彼らに共通しているのは、地域で生きてゆきたいという強い意志があることだ。これも変化のひとつといえる。自然災害が相次ぐなか、若者たちの目線は公共というものに向かい始めている。「故郷に錦を」ではなく、故郷にある錦を探し求め始めている。

狩猟に関わっている卒業生の多くは、定職に就いている。そのため土日猟師にならざるをえない。しかも猟に関われる多くの機会は有害鳥獣駆除で占められており、純粹に狩猟を楽しむ機会は驚くほど少ない。問題なのは、定職に就いているがために日常的に猟に参加できないことであろう。それは仲間の猟師たちから当てにされないことを意味している。地元で着実に猟果をあげ、その地域の地形や植生を知り動物の動きが読めているような熟練した猟師が求めている若手猟師は、一声掛ければ飛んで来られる時間を自由に使える人材である。そのような若者は当世地域事情の中では皆無とっていい。フリーランスでさまざまな仕事を請け負っている若者もいるが、そのような若者も時間を売って報酬を得ているのであるから、朝、突然電話で呼び出されたとしても対応が出来ない。このような現実の中で、折角地域の切迫した状況を見て少しでも地域に協力したいと一念発起して猟友会に入ったとしても、次

第に猟師からの声もかからなくなり、当てにされなくなった新人の猟師たちの側もマインドが崩れてゆくという悪循環を生むことになる。では、新たに狩猟に関わろうと加わってきた新人の猟師たちは、どのようにすれば知識を増やし技術を向上させ、狩猟者としての人間性を育てゆくことができるのだろうか。問われるのは中味である。しかも日常の中で繰り返し持続される無理のないプログラムが必要である。

■古老という宝

私の身近な猟友会では、引退した猟師の活躍の場が生まれてきている。山や猟の経験が豊富で、まだ猟野を歩くことが出来る引退した猟師に若者をつけて、一緒に猟野を歩いて貰うのである。多忙な日々を送らなければ生活がままならない若者と時間を自由に使える引退猟師が、互いに時間を合わせて猟野を歩くことで、経験に裏打ちされた実践的な知識を若者は学ぶことが出来る。それが楽しい時間になれば、互いの交流も深まり地域の自然に対する知識も日常の中で継承されてゆくことになる。狩猟をきっかけに山菜やキノコの採取や川漁にまで、世界は広がってゆく可能性がある。そして気がつけば、地域の地理にも長け、足のきく一人前の猟師になることも、決して夢ではない。

本来なら、その地域で生まれ育った若者たちが狩猟の現場を継いで行ってくれることが理想である。その地域なりの猟場の権利、捕獲した獲物の資源利用の権利、近隣の地域との関係、水田などの水利権や河川での漁業権、集落は権利の集合体であり、利害集団でもある。そしてその地域毎に歩んできた歴史に違いがある。このようなことは法律には明文化されていない慣習的な習わしとして位置付けられてきているものだ。そうした慣習的な習わしは他所から来た人々にはなかなか理解できない。その地域の出身の若者であれば、それは無意識のうちに了解され継承もしてゆけるだろうが、他所から来た若者たちに了解してくれといってもかなり時間を要することになるだろう。しかし、その地域の若者たちが地元に残らず、快く継いでくれるような状況がない以上、新しい人々に託さなければならない。現実には遙かに思惑や理想を超えて変化している。前に記した「攻めてくる森」という現象も、地域の人々の思

惑を超えたところで動いている現実なのである。であるならば、私たちも思惑を超えなければこの現実に対処しえない。変われる集団とそうでない集団、現実には残酷なほどに両者を分けてゆくだろう。求められているのは変わるという進化である。しかも歴史の上に築かれるアップグレード、更新する力が求められているのである。

移住者が地域の伝統的な民俗知（生活のために繰り返されてきた経験のうえに世代を超えて継承され育て上げられてきた地域の自然に対する知識、動植物資源の利用や保存、加工の知識、銃や刃物の使い方や技術に関する知識など）に触れ、その知識を現場で継承してゆくことが重要だろう。猟を止め、銃を手放して引退をしても、その経験で蓄えてきた知識や思考が衰えてしまう訳ではない。若く経験は少ないが、地域の人々から学んでゆこうとする意欲ある若者たちの未来は、引退した猟師たちの存在によって拓かれてゆくのではないだろうか。それは女性たち、猟師の女房たちも同様である。彼女たちの肉の扱い方、調理法、保存法には目を見張るものがある。木の実、キノコ、山菜や川魚も同様である。古老という宝物から地域の人々が引き出せる知識や技術は実に深遠である。

つまり、新人猟師を現役の猟師たちだけで面倒を見てゆくというのではなく、地域に暮らす狩猟経験や猟野での暮らしを長年してきた、しかも生活をかけてやってきた引退猟師の力も借りて、地域ぐるみで新人猟師を育ててゆくのである。

私の経験でいえば、ツキノワグマに関する知識のほとんどは現場での経験と引退した猟師や高齢者から得てきたものだ。最初の頃はろくにクマを見つけることも出来なかったが、猟場を引退した猟師について歩き、クマがどのような場所を好んで休むものか、どのような場所の木に登りたがるのか、過去どこでどのように捕獲してきたのか、といったことを教えられながら、育ててもらった。そのような日々は実に楽しかった。失敗をしてケガもして、迷惑もかけてきたのだが、毎日が発見と驚きと笑いの連続であった。私の狩猟研究が37年間持続してきている根底にはその力があったとっていい。私は猟師たちの嘘話しや自慢話も含めて、その人間臭さに魅了されてきた。また猟の現場での奪った命たちに対する真摯な態度、捨ててしまっても仕方のないような肉片すら無駄にしない態度に、今も魅力と敬意を

感じている。その猟師たちの中に流れている自然の命に対する態度や慈しむ心を受け継いで行ってくれる若者たちが増えてきている。これはやがて歴史になる。

狩猟者は引退すれば終わりではない。その引退した人々の背中を追って育てゆく若者たちがいるのである。それは地域で当たり前にあった姿であった。新人猟師を増やすのは嬉しいことだ。だから、育てて地域に根付いてもらえるように、「攻めてく

る森」に向き合えるように、この時代を生き抜けるように、現役の猟師と引退した猟師たちの存在の意味は実に大きいのである。

マタギサミットでも、このような話をした。今回のサミットには若手猟師や学生が20名ほど参加してくれたせいか、老練な猟師たちの表情は実に明るかった。自分の生きて来た道を認めてくれる若者がいるということは喜びに違いない。そして、徐々に酒の消費量も増えることになった。



プロフィール

田口洋美 (たぐち・ひろみ)

1957年茨城県生まれ。1996年に狩猟文化研究所を設立。
2005年東京大学大学院新領域創成科学研究科博士課程修了、
博士(環境学)。同年より東北芸術工科大学教授。第一種銃猟免許保有。
主な著書は、「越後三面山人記」(農文協、ヤマケイ文庫)、
「マタギー森と狩人の記録」「マタギを追う旅―ブナ林の狩りと生活」
(慶友社)、「クマ問題を考える 野生動物生息域拡大期のリテラシー」
(ヤマケイ新書)。

今年の会報の巻頭には、我が国の狩猟文化研究の第一人者である東北芸術工科大学の田口先生に、特別寄稿をいただきました。

マタギの方々との交流から見える現在の狩猟やハンターの問題を中心として、これからの本会のあり方や狩猟の担い手対策等を考えていく上で、大変重要な示唆に富むエッセイです。

マタギ関連行事の紹介

「マタギ」は、一般には東日本の山岳地帯で熊猟などを専門として行う者や集団に対する呼称であり、伝統的な猟法や風習、言葉などの独特な文化が特筆されます。秋田県の「阿仁マタギ」などが有名ですが、近年は山村の過疎化・高齢化の進行やツキノワグマの狩猟禁止措置の拡大などにより、残念ながらその数や活動の場は減少しています。

以下、現在も行われているマタギに関する行事を紹介します。本年は大日本猟友会でもこれら行事に参加し、今後の支援・協力のあり方などについて思いを巡らせています。

1. 第39回マタギの里小玉川熊祭り（山形県小国町）

名峰飯豊山の山形県側の山懐深くに位置する小国町の小玉川地区では、例年5月4日に射止めた熊の冥福を祈りつつ猟の収穫を山の神に感謝する「熊祭り」が行われています。

39回目の今年の熊祭りでは、地元関係者によるツキノワグマの毛皮やオコゼなどを祀った祭壇での安全祈願の神事や、会場対岸の残雪の斜面で伝統の熊狩りの模擬実演などが行われました。また、山菜等の地元産物の販売も行われ、原発事故の影響で一時中止となっていた名物の「熊汁」などを目当てに、約3,000名と多くの方が訪れました。

また、同地区には、「マタギの館」が整備され、地元マタギが使用した道具や関係資料が展示されています。



(安全祈願)



(熊狩り模擬実演)

2. 第29回マタギサミット in 羽黒

今年で29回を数える「マタギサミット」（主催：ブナ林と狩人の会）は、田口先生の特別寄稿でも触れられているように、6月23日（土）山形県鶴岡市の羽黒町で開催されました。「移住者がマタギを継ぐとき！」と題したパネルディスカッションや恒例の意見交換会（懇親会）には、地元猟友会の方を含む多くの参加者があり、夜が更けるまで熱心な議論が交わされました。

なお、来年の記念となる第30回大会は、阿仁マタギ発祥の地である北秋田市（平成17年、鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町が新設合併）で開催することが合意されました。



最近のクマ類の生息状況

我が国では、本州・四国のツキノワグマと北海道のヒグマの2種のクマ類が生息していて、古くから熊の胆や毛皮が高価であったことから、マタギなどによる狩猟の対象となっていました。ツキノワグマは九州にも分布していましたが、既に最後の生息記録から30年以上が経過し、環境省のレッドリストでは絶滅個体群として認定され、また、四国や紀伊半島、中国地方の個体群も「絶滅のおそれのある地域個体群」とされています。生息環境の悪化等を要因とする生息数の減少から近年は登録狩猟が禁止・制限されている地域も多く、捕獲の多くは許可捕獲（有害駆除）によるものです。

しかし、平成27年秋から東北地方などでは多数の個体が人間の生活域に出没し、特に秋田県では人が襲われ大きな社会的問題となりました。北海道でも目撃情報が増加しています。また、減少傾向と考えられていた生息数は、地域によっては増加傾向にあると考えられるようになり、クマ類を取り巻く状

況には大きな変化が現れています。登録狩猟での捕獲禁止措置の影響か、人を恐れない、いわゆる「新世代グマ」の増加が、出現数の増加の一因になっているとも考えられています。

「クマに関する各種情報・取組」については、次の環境省WEBサイトでご覧になれます。

→ <http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>



岐阜県のツキノワグマ幼獣 ©asano

クマ類及びカモシカに関する 全国分布調査協力への御礼

環境省自然環境局生物多様性センター（山梨県富士吉田市）

昨年度、関係の都道府県猟友会の皆さんには、当センターの「クマ類及びカモシカに関する全国分布調査」にご協力いただき、誠にありがとうございました。

本調査は鳥獣関係統計や都道府県、市町村などに集約されていないクマ類及びカモシカの目撃情報について、普段から山に入ることの多い各支部の皆様を対象にアンケートを実施し、情報を集約するものです。大変ご多忙の中、クマ類については46支部、カモシカについては135支部よりご回答をいただ

きました。この紙面をお借りして、厚く御礼申し上げます。

今回ご提供いただいた情報は、都道府県などからの情報と合わせてとりまとめを実施し、今年度末以降を目処に公開予定です。公開された際には、あらためて猟友会会員の皆様にもお知らせいたします。

今後も当センターの野生動物関係の調査事業に、引き続き皆様のご理解・ご協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

ドローンの野生鳥獣調査への活用

1. ドローンを使用したニホンジカ 個体数調査の精度検証と課題

大日本猟友会では、正確な野生鳥獣の生息域を把握し、被害の対策立案を効果的に行う手法として、小型無人航空機（ドローン）を活用したニホンジカ等の生息状況調査手法の確立に向けた取組みを行ってきました。

平成28年9月からは、調査進展を図るため、野生鳥獣対策コンソーシアム（大日本猟友会、スカイシーカー、東京都あきる野市、プラントライフシステムズ）では、農水省の革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）に採択され、3年間の研究費の助成を受け、岩手県大船渡市や島根県邑南町、東京都あきる野市、神奈川県相模原市において実証調査を行っています。

ドローンは、短時間で広範囲の調査が可能であり、人間が立ち入ることのできない場所の調査も可能になります。また、赤外線カメラを含む動画撮影技術の向上によって、極めて精度の高い映像を得ることが可能となり、機械学習を含む画像分析技術は、精度の高い動物種判別を可能にしつつあります。しかし、これらの活用には、動物種の区別の可否、実際の個体数とドローンによる推定個体数の差異等の調査精度や、精度の高い運用のための条件などの検証が不可欠です。

このため、(株)スカイシーカーでは、野生動物学に知見を持つ麻布大学獣医学部野生動物学研究室の南正人准教授らと共同で、宮城県牡鹿半島の離島である金華山で、ドローンによるニホンジカ個体数調査の精度確認と、より正確で汎用性を高めるための課題抽出を目的とした検証を行いました。金華山では、長期にわたるシカの調査により基本的な個体数が把握されており、多くのシカは人を見ても逃げず、また、奈良公園のようにドローン飛行の規制がかかる文化財もなく、比較的容易に飛行が可能です。



図1. 調査地

調査は、昨年12月22～24日、島内にある金山神社の境内近くの鹿山草原で実施しました。この草原は、500m×400m程の広さでやや起伏があり、中央に小川が流れています。海側は険しい崖や崩落地及び崩落防止構造物などがあり、シカはこれらすべてを利用しています。

調査の結果、シカの踏査センサス調査（2名での目視）で得られた結果は110頭。また、ドローン撮影映像の画像解析による結果は104頭で、両調査の誤差は5%以下となりました。

今回の調査では、草原状の調査地ではほぼ正確なカウントが可能であること、針葉樹の植林地など樹木が混み合っているところでは精度が落ちる可能性があること、撮影手法を工夫することで林の中でもある程度シカを発見できる可能性があることなどが明らかになりました。

今後の課題としては、環境温度とシカの体温との差が大きい冬季以外の調査や有効性を検証する必要があり、疎林や林縁、牧場など、他の環境での精度の検証を進めていきたいと考えています。また、カモシカやイノシシが同所的に生息している場所においても検証が必要になります。

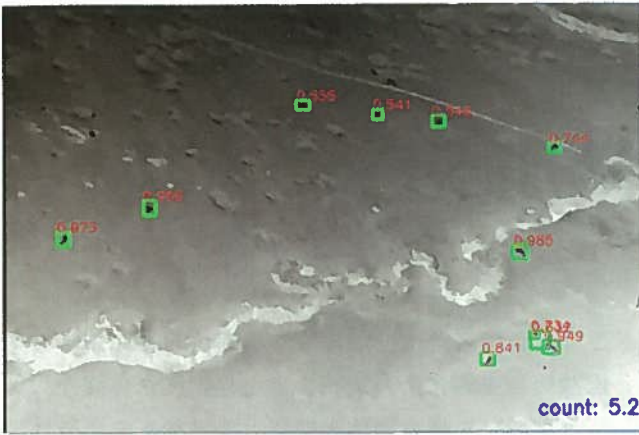


図2 画像認識システムを使用した草原のシカ確認例

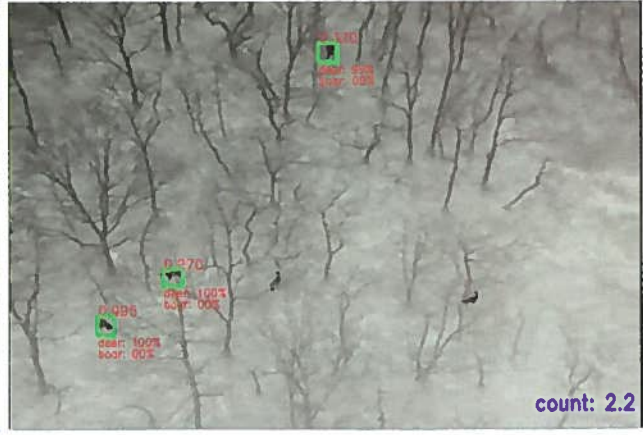


図3 林内のシカ確認例（中央上と左の2頭認識中）

2. ドローン操縦資格認定講習会 (DJI CAMP) の開催

大日本猟友会では、構成員のドローン操縦技術の習得促進のため、(株)スカイシーカーの協力の下、平成28年度からドローン操縦技術の研修会開催とドローン練習機の貸与を、応募のあった都道府県猟友会において実施しています。

さらに、本年3月10、11日には、上記研修の受講者を対象として、島根県飯南町において「ドローン操縦資格認定講習会」(DJI CAMP)を開催し、島根県猟友会員を中心に8名の方が受講しました。

DJIの資格試験は、筆記試験では法律や安全基準、飛行計画などの項目があり、ドローンを安全に運用する上で基本的な知識の取得が必要です。実技試験では、決められた姿勢でのホバリングや8の字旋回など操縦者が機体を十分に操れるかどうかのポイントです。受講した会員の方は、熱心に練習された方が多く、半数以上が合格しました。

大日本猟友会では、今年度も多くの構成員がドローン操縦技術を習得できるよう、研修会及び講習会(DJI CAMP)を開催します。



(3/10 講習会座学会場)



(3/11 実技試験)

(取材協力：(株)スカイシーカー)

ジビエ利用の推進

○ジビエ処理加工施設の整備

政府は、昨年3月、関係省庁から構成する「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」を設置し、ジビエ利用を推進しており、大日本猟友会も佐々木会長が先頭に立って狩猟者の立場からの提言を行うなど、その支援・協力を行っています。

本年3月には、農水省から「ジビエ利用モデル地区」として全国で17地区が選定され、新たなジビエ処理加工施設などの整備が開始されました。17地区の内訳は下図のとおりです。西日本が中心で、残念ながら東北や関東での選定はありません。

(参考) ジビエ関係全国食肉施設数 (解体頭・羽数別)

区分	-50	51-100	101-300	301-500	501-1000	1001-1500	1501-	計
H28年度	283	100	110	32	25	7	6	563
割合 (%)	50.3	17.8	19.5	5.7	4.4	1.2	1.1	100.0

出典：農水省資料

ジビエ利用モデル17地区

平成30年3月9日(金)
モデル地区選定・公表

捕獲から搬送・処理加工、販売がしっかりとつながって、安全で良質なジビエを安定供給



「狩猟のつどい」開催による PR 活動

大日本猟友会では、ジビエ利用の推進に協力するため、昨年に引き続き、本年1月「第2回自然と農山村を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」を自民党本部で開催しました。

つどいには、ジビエ利用に深い理解を示している菅官房長官や自民党鳥獣議連会長である二階幹事長、公明党井上幹事長をはじめ、多数の国会議員、関係省庁の幹部の方が参加し、佐々木会長など本会構成員が仕留めたエゾシカに、我が国フレンチ界を代表する井上旭シェフ（中央区京橋「シェ・

イノ」オーナー）が腕を振るった数々の料理を味わっていただきました。最高の材料と料理技術で調理されたエゾシカの美味しさは、ジビエやシカ肉に対する皆さんのイメージを遙かに超え、大きな驚きと感動を与えました。

また、会場では、東京都猟友会の協力により所属の女性会員などが模擬銃の展示説明を行い、話題のコミック「罨ガール」の作者である緑山のぶひろさんも参加され、狩猟に対する理解促進に一役買っていただきました。



(菅官房長官挨拶)



(二階鳥獣議連会長挨拶)



(二階・井上両幹事長)



(模擬銃体験)



(エゾシカのテリーヌ)



(エゾシカの煮込み)



(井上シェフと佐々木会長)

レンジャー だより

大台ヶ原

苔むす豊かな森林再生を目指して ～大台ヶ原におけるシカ対策～

環境省近畿地方環境事務所
吉野自然保護官事務所
関 貴史

◆はじめに

吉野熊野国立公園大台ヶ原は、紀伊半島内の奈良県と三重県との県境に位置しており、標高1,659mの日出ヶ岳を最高峰とした、緩やかな起伏が続く台地状の地形となった山岳地域です。全国的にも数少ないトウヒやブナの自然林がまとまって広がり、多くの動物が生息する豊かな生態系を有しているとともに、300種を超えるコケ類からなる、苔むした幻想的な風景が特徴です。

環境省ではビジターセンター等の利用施設を整備するとともに、原生的な自然環境が残る西大台地区を我が国最初の利用調整地区に指定するなど、大台ヶ原はまさに本公園の核心地域であり、主要な利用拠点となっています。

◆衰退していく森林

しかし、大台ヶ原の自然環境は、昭和30年代の大型台風による大規模な倒木被害をきっかけに、増加したニホンジカによる樹木の採食や利用者の増大等の複合的な要因により、トウヒ林の立ち枯れや下層植生の衰退等が生じています。

そのような問題に対して、環境省は1986年（昭和61年）から対策に着手。2005年（平成17年）には、有識者や関係機関からなる「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、昭和30年代頃の豊かな森林への再生を長期目標とした自然再生推進計画を策定した上で、次のようなシカ対策を中心に、自然再生の取組みを行っています。



※写真協力：菅沼孝之

◆環境省によるシカ対策の取組み

① 現存植生の保護対策

シカによる食害対策として、現存する植生群落を保護するため大規模な防鹿柵（計71ha）を設置している他、後継樹を保護する稚樹保護柵、樹皮剥ぎ対策としての樹幹への剥皮防止用ネット等の設置を行っています。柵内では下層植生の植被率や動植物の種数の増加、稚樹の成育などの保全効果が現れています。



防鹿柵

② シカの捕獲

シカの個体群管理については、目標生息密度を5頭/km²とした鳥獣管理計画を策定し、2002年（平成14年）から捕獲を行っています。

捕獲方法は、地元猟友会にもご協力いただき、装葉銃や囲いわな等の様々な方法を実施した結果、現在は捕獲効率の観点から主にくりわなを用いており、年間80頭程を捕獲しています。前述のとおり大台ヶ原は多くの利用者が訪れる場所であることから、わな設置にあたっては歩道から十分なセットバックを設ける等、シカ捕獲の効率性と利用上の安全性の2つを常に考慮しながら作業を行う必要があります。



使用くりわな

（上：足くりわな、
右：首輪式くりわな）



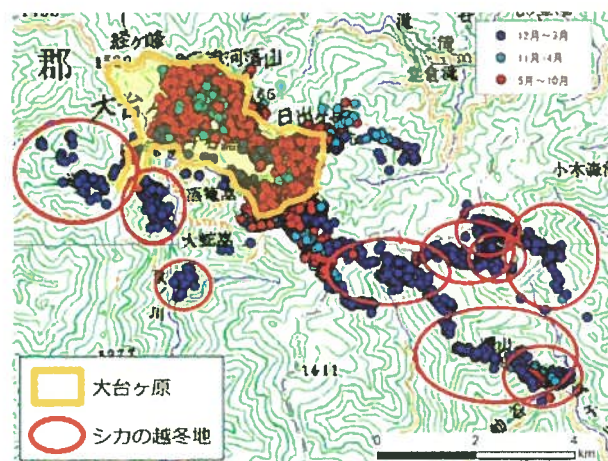
③ シカの生息状況調査

シカの生息密度は、糞の数から推定する糞粒法を用いています。生息密度5頭/km²を目標に捕獲を進めてきた結果、平成15年に40頭/km²を超えていた生息密度が、現在は10頭/km²以下まで減少しました。今後、目標の達成に向け更なる捕獲を進めていく必要があります。

◆様々な機関との連携捕獲

GPS発信機付首輪を装着したシカの動向を調べた結果、季節に応じて大台ヶ原とその周辺地域を歩き来していることが確認されており、大台ヶ原のシカの更なる低密度化には、その移動経路上での捕獲が効果的と考えられています。

そのため、移動経路上の森林を所管する林野庁三重森林管理署と地元自治体の上北山村との3者で、連携強化及び対策実施を目的とした「ニホンジカ対策連携協定」を平成29年度に締結し、捕獲時期の調整や役割分担、情報共有などを行い、密接に連携した捕獲作業に取り組んでいます。



シカの季節間移動

◆苔むす豊かな森林再生を目指して

これまでのシカ対策により、防鹿柵外においても少しずつではありますが、植生回復が見られ始めています。一方で、失われた森林の再生にはまだまだ道のりは遠く、シカの更なる低密度化が必要となっており、今後、わなの改良や設置範囲の見直しなどによる捕獲効率の向上、大台ヶ原の周辺地域での捕獲推進などの検討が必要となります。

今後も捕獲等の対策や調査を進めつつ、猟友会を含めた様々な関係者・機関との情報共有や連携を強めることで対策を強化し、いつか豊かな森林が再生することを目指していきたいと考えています。

本報では、全国の国立公園などの貴重な自然地域における野生鳥獣の管理に関する話題について、シリーズで環境省の自然保護官（レンジャー）に執筆をお願いしています。

平成 29 年度事業・決算 及び 平成 30 年度事業計画・予算等

6月12日、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において、平成30年度定時総会及び第2回理事会が開催され、平成29年度事業報告・決算などが承認されるとともに、役員の変更が行われ、佐々木洋平会長が再任されました。

● 平成30年度定時総会の概要(30.6.12開催)

・承認議案

- 第1号議案 平成29年度事業報告について
- 第2号議案 平成29年度貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について
- 第3号議案 理事及び監事の選任について
- 第4号議案 第2種銃猟構成員納入金額の変更について

・来賓 (敬称略、挨拶・紹介順)

- 石田 祝稔 公明党衆議院議員、党政務調査会長
- 伊吹 文明 自民党衆議院議員、元衆議院議長(鳥獣議連顧問)
- 河村 建夫 自民党衆議院議員、元文部科学大臣(鳥獣議連副会長)
- 米谷 仁 環境省大臣官房政策総括審議官(自然環境局担当)
- 太田 豊彦 農林水産省農村振興局農村政策部長
- 山田 好孝 警察庁生活安全局保安課長
- 西山 理行 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長
- 尾室 義典 農林水産省農村振興局農村環境課鳥獣対策室長
- 五関 一博 林野庁国有林野部経営企画課国有林野生態系保全室長

・基調講演

- ニホンジカの生息状況調査におけるドローンの活用について
- 講師：麻布大学獣医学部動物応用科学科 南 正人 准教授

● 平成30、31年度 大日本猟友会役員

会 長	佐々木洋平	公益社団法人岩手県猟友会会長
副 会 長	内田 克宏	一般社団法人三重県猟友会会長
同	高橋 徹	一般社団法人高知県猟友会会長
同	天崎 弘	一般社団法人北海道猟友会会長
同	鈴木 理之	一般社団法人千葉県猟友会会長
同	佐藤 勝彦	一般社団法人愛知県猟友会会長
同	富田 能範	一般社団法人大分県猟友会会長
専務理事	浅野 能昭	一般社団法人大日本猟友会
理 事	池田 富夫	一般社団法人新潟県猟友会会長
同	板橋 一好	一般社団法人栃木県猟友会会長
同	熊澤 收	公益社団法人神奈川県猟友会会長
同	大野 恵章	一般社団法人岐阜県猟友会会長
同	阪口 顯	公益社団法人大阪府猟友会会長
同	國武訓扶衛	一般社団法人広島県猟友会会長
同	新谷 和彦	一般社団法人山口県猟友会会長
同	上野 誠実	一般社団法人熊本県猟友会会長
同	渡部 昂一	一般社団法人宮崎県猟友会会長
監 事	澤地 忠彦	公益社団法人東京都猟友会会長
同	喜名 民雄	一般社団法人沖縄県猟友会会長





(石田先生)



(伊吹先生)



(河村先生)



(基調講演の南先生)

● 平成29年度事業報告の概要

平成29年度は、28年度からの構成員納入金の値上げに伴う収益の改善を元に、鳥獣被害対策やジビエ利用の推進等に関する狩猟者及び猟友会に対する社会的要請の高まりを踏まえ、各般の事業により広範に取り組みました。

中でも、狩猟担い手の育成確保については、関係省庁や各県猟との協力によりさまざまなPR事業などを実施しました。狩猟事故防止対策については、大粒散弾の使用禁止の徹底を図るとともに、安全狩猟ベスト・帽子をより視認性の高いデザインに変更し、構成員に配付を行いました。

さらに、長年の課題である構成員に関する状況変化を踏まえた共済保険約款等の見直しのための作業、会長の選定方法の変更等の本会定款の変更、政府が主導するジビエ利用拡大に関する狩猟者の視点からの提言等を行いました。狩猟文化研究の推進や国際狩猟機関への加入等の新規事業についても、その準備を進めました。

主な継続事業では、共済保険金の支払い、各種会議・委員会の開催、ドローンによる大型獣生息調査手法開発や操縦者育成、狩猟読本・例題集の大幅改訂、斡旋物品の頒布価格の適正化等を実施しました。

29年度はこれら積極的な事業展開を図りましたが、狩猟事故の減少等による共済保険支払額減少もあり、ベスト・帽子の新規作製のための借入を行ったものの、収支は健全な状況を維持することができました。

1. 構成員数

105,786人と27年度に続きわずかながらも増加しましたが、引き続き第1種構成員は減少しています。一方で、女性構成員は、1,571人から1,908人と大

幅に増加しました。

構成員数（各年度末）

年度	わな	網	第1種	第2種	合計
27年度	32,514	414	70,213	2,243	105,384
28年度	34,003	401	68,651	2,203	105,258
29年度	35,788	360	67,444	2,194	105,786

単位：人

2. 重点事業

以下の重点事業について、積極的な事業展開を図りました。

- (1) 狩猟安全対策の推進
- (2) 担い手育成確保対策の推進
- (3) 狩猟・猟友会に関する普及啓発の促進
環境省フォーラムへの協力、本会HPの改訂作業、パンフレットの作成準備他
- (4) 新規事業等の取り組み
ジビエ利用推進、ドローン調査技術開発・操縦者養成、国際狩猟機関への加入準備他
- (5) 規制緩和等に関する関係省庁への要請

3. 継続事業

以下の事業を、予算の効率的な使用等に留意しつつ実施しました。

- (1) 都道府県猟友会への各種助成金の配賦
助成金総額 168,035千円
- (2) 狩猟事故共済保険運営事業

保険金支払件数及び金額

年度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額
27年度	1	15	15	265	296	97,398
28年度	4	6	9	228	247	76,878
29年度	1	8	7	186	202	56,988

単位：件、千円

- (3) 安全・事故防止対策事業
安全狩猟射撃大会の共催、ブロック狩猟指導員等研修会への講師派遣、大粒散弾使用禁止措置の徹底他
- (4) 安全狩猟ベスト・帽子の作製・配付
計 21 万着・個を作製し、構成員に配付（一部は未配付）
- (5) 会報、講習会用ポスターの作成・配付
- (6) 構成員手帳の配付及び内容検討
- (7) 狩猟者登録申請手続便覧の作成
- (8) 狩猟読本・例題集の改訂及び狩猟関係物品の販売・斡旋
- (9) 功労者等の表彰等
- (10) 野生鳥獣感染症調査等への協力
- (11) 野生鳥獣の専門家との交流

4. その他

- (1) 基本財産の運用
共済事業積立金の運用利益 21,450 千円
不動産（本会ビル）賃貸収入 14,064 千円
- (2) 借入金及びその返済
借入金（ベスト・帽子作製用）
総額 200,000 千円
29 年度返済額 30,725 千円
- (3) 事故防止対策積立金の積立
10,000 千円を積み増し、29 年度末で 40,000 千円
- (4) 災害見舞金の積立及び贈呈
昨年 7 月の九州北部豪雨等の被災者に、
37 件 1,880 千円を贈呈
29 年度末の積立金 3,393 千円

● 平成 29 年度 貸借対照表

平成 30 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	29 年度				(参考) 28 年度	増 減
	一般会計	共済会計	内部取引消去	計		
I 資産の部						
1. 流動資産	407,857,248	84,586,722	△ 24,917,537	467,526,433	222,891,057	244,635,376
うち前払金	265,546,746	0	0	265,546,746	2,106,000	263,440,746
2. 固定資産						
(1) 基本財産	285,921,478	700,000,000	0	985,921,478	996,441,478	△ 10,520,000
(2) 特定資産	51,165,649	0	0	51,165,649	37,630,311	13,535,338
(3) その他固定資産	3,129,856	100,000,000	0	103,129,856	3,516,473	99,613,383
固定資産合計	340,216,983	800,000,000	0	1,140,216,983	1,037,588,262	102,628,721
資 産 合 計	748,073,231	884,586,722	△ 24,917,537	1,607,742,416	1,260,479,319	347,263,097
II 負債の部						
1. 流動負債	42,715,674	221,044,398	△ 24,917,537	238,842,535	227,064,536	11,777,999
2. 固定負債	179,473,775	141,691,750	0	321,165,525	209,839,952	111,325,573
負 債 合 計	222,189,449	362,736,148	△ 24,917,537	560,008,060	439,904,488	120,103,572
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	525,883,782	521,850,574	0	1,047,734,356	823,574,831	224,159,525
正 味 財 産 合 計	525,883,782	521,850,574	0	1,047,734,356	823,574,831	224,159,525
負債及び正味財産合計	748,073,231	884,586,722	△ 24,917,537	1,607,742,416	1,260,479,319	347,263,097

●平成 29 年度 正味財産増減計算書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	29 年度			(参考) 28 年度	増 減
	一般会計	共済会計	計		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	14,063,640	14,055,921	28,119,561	23,021,004	5,098,557
特定資産運用益	260	0	260	7	253
受取会費	281,970,700	129,910,500	411,881,200	413,720,900	△ 1,839,700
支払備金戻入額	0	209,021,653	209,021,653	213,785,666	△ 4,764,013
事業収益	104,430,552	0	104,430,552	88,094,569	16,335,983
雑収益	1,125,342	90,911	1,216,253	1,207,375	8,878
経常収益計	401,590,494	353,078,985	754,669,479	743,988,217	10,681,262
(2) 経常費用					
事業費	220,167,420	291,687,266	511,854,686	572,672,394	△ 60,817,708
支払備金繰入額	0	195,651,892	195,651,892	209,021,653	△ 13,369,761
事業管理費	41,166,265	23,765,844	64,932,109	50,941,680	13,990,429
管理費	31,521,821	0	31,521,821	34,197,232	△ 2,675,411
経常費用計	292,855,506	315,453,110	608,308,616	657,811,306	△ 49,502,690
評価損益等調整前当期経常増減額	108,734,988	37,625,875	146,360,863	86,176,911	60,183,952
基本財産評価損益等	0	10,480,000	10,480,000	△ 40,640,000	51,120,000
当期経常増減額	108,734,988	48,105,875	156,840,863	45,536,911	111,303,952
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	209,010,412	209,010,412	259,319,239	△ 50,308,827
責任準備金等戻入	0	209,010,412	209,010,412	259,319,239	△ 50,308,827
(2) 経常外費用			0		
責任準備金等繰入	0	141,691,750	141,691,750	209,010,412	△ 67,318,662
経常外費用計	0	141,691,750	141,691,750	209,010,412	△ 67,318,662
当期経常外増減額	0	67,318,662	67,318,662	50,308,827	17,009,835
当期一般正味財産増減額	108,734,988	115,424,537	224,159,525	95,845,738	128,313,787
一般正味財産期首残高	417,148,794	406,426,037	823,574,831	727,729,093	95,845,738
一般正味財産期末残高	525,883,782	521,850,574	1,047,734,356	823,574,831	224,159,525
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	525,883,782	521,850,574	1,047,734,356	823,574,831	224,159,525

○お知らせ 安全狩猟ベスト・帽子の再配付について○

安全狩猟ベスト・帽子については、昨年度新たなデザインにより計 21 万着・個を作製し、銃猟構成員には両方、わな・あみ猟構成員には帽子を配付した（一部の県猟では、サイズ不足により未配付）ところですが、より視認性（彩度）を高めるために染色に使用した蛍光剤が原因で、紫外線を多く浴びると退色するおそれのことが判明しました。このため、急速メーカー側と協議し、メーカー側の全面的な負担により全量を作り直し、再配付することとなりました。皆様にはお手数をお掛けすることとなりお詫び申し上げます。

現在、秋の猟期前までの完成を目標に、中国の工場において一括で作直しを行っているところです。出来上がり次第各県猟・支部等にお送りする計画ではありますが、何分大量のため時間を要することをご理解願います。なお、配付済みのものはすぐに退色する訳ではなく、屋外に出し放しにしなければ 2、3 年は問題ありませんので、お使いいただければ幸いです。

●平成30年度事業計画・予算の概要

平成30年度は、来年が本会設立80周年に当たるため、これを情報発信等の絶好の機会と位置付け、来年秋に予定する記念式典に向けて、「猟友会憲章」の策定やWEBサイトのリニューアルをはじめとする関連記念事業の諸準備を進めることを重点とします。全国射撃大会の開催などその他の記念事業についても検討・準備を進めます。

また、本年度末で日切れとなる狩猟税の減免措置の延長や銃刀法等の関係法令の改正について、引き続き関係省庁への要請等に重点的に取り組むとともに、狩猟事故防止対策、担い手育成確保対策、共済保険事業約款の見直し、ジビエ利用の推進、ドローン調査技術開発・人材養成、物品販売・斡旋等の主要な事業について、構成員の減少による会費収入の減少が見込まれることから、効率的な予算執行に留意しつつこれを進めます。また、その他の従来からの継続事業についても適正な事業を実施します。

I. 重点的な実施事業

- (1) 狩猟・猟友会に関する情報発信及びステータスの向上
 - ・WEBサイトのリニューアルやSNSの活用等による情報発信の強化
 - ・80周年に向けた「猟友会憲章」の策定、「狩猟文化研究所」の創設等の準備
 - ・野生鳥獣に関する研究者、特に若手研究者との連携の強化等
 - ・本会建物のディスプレイ等のリニューアル
 - ・国際狩猟機関への加入 他

- (2) 担い手育成確保対策の推進
 - ・新規免許取得者に対する研修や指導、情報提供等に対する支援
 - ・県猟の鳥獣捕獲等事業者認定推進のための支援等
- (3) 狩猟者育成のための各種規制の緩和等
- (4) 共済保険約款等の見直し及び安全狩猟対策の推進
- (5) ジビエ利活用の推進

II. 継続事業の適正かつ円滑な実施

- ・各種会議、委員会等の開催
- ・狩猟事故共済保険に関する保険金支払業務
- ・各都道府県猟友会に対する各種助成金の配賦
- ・ドローン調査に関する技術開発及びドローン操縦者の育成
- ・各ブロック毎の安全狩猟射撃大会の開催
- ・会報の発行（9月）
- ・事前講習会用ポスターの作成（4月）
- ・狩猟者登録申請手続便覧の作成（8月）
- ・標識、記章、鳥獣保護管理員手帳、無許可譲受票等の関係物品の販売
- ・功労者等の表彰
- ・災害見舞金の支給
- ・環境省、農水省等の狩猟や鳥獣被害対策に関する調査等への協力
- ・野生鳥獣感染症調査等への協力
- ・野生鳥獣の専門家との交流
- ・共済積立金の管理並びに確実かつ有利な運用
- ・本会事務所（所有財産）の管理及び貸付業務

○お知らせ○ 第2種会員の会費額の変更

定時総会での決議により、近年のエアライフルの威力増大等の状況変化を踏まえ、30年度猟期より第2種銃猟構成員の納入金額(会費)を次のとおり変更します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、わな猟・網猟と第2種銃猟の両方の免許をお持ちの方は、今後は第2種銃猟構成員として登録をお願いします。

*本会の収入には、皆さんからの納入金(会費)以外に、基本財産(積立金及び所有建物)の運用益や狩猟読本等の物品販売の収益があり、会費は、主として都道府県猟友会に対する助成事業や共済保険事業、会報発行、ベスト・帽子費用、総会・理事会等の運営経費などに充てられています。

なお、会長以下の役員は、活動経費(交通費や会議出席手当)の支給はありますが、基本的には無給(ボランティア)で大日本猟友会のためにご尽力いただいています。

区分	新納入金額	(内共済掛金分：変更なし)
第2種銃猟構成員	3,300円	(750円)
(以下参考：変更なし)		
第1種銃猟構成員	4,800円	(1,500円)
わな・網猟構成員	2,300円	(750円)

●平成30年度収支予算

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	共済会計	計	(参考) 29年度
1. 収入				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	13,700	18,160	31,860	24,500
受取会費 (H30年度分)	264,000	120,920	384,920	413,460
事業収益	162,920	190,000	352,920	343,020
支払備金等戻入額	0	190,000	190,000	209,020
斡旋売上	160,920	0	160,920	130,000
事業受託	3,000	0	3,000	4,000
雑収益	1,000	10	1,010	1,010
経常収益計	442,620	329,080	771,700	781,990
(2) 借入金	0	0	0	200,000
収入計	442,620	329,090	771,710	981,990
2. 支出				
(1) 経常費用				
事業費	442,040	327,970	770,010	901,820
給料手当	26,350	11,290	37,640	37,200
助成金	147,830	30,240	178,070	165,060
調査事業費等	25,370	2,500	27,870	19,370
普及啓発事業	14,500	0	14,500	8,400
斡旋仕入	42,000	0	42,000	42,000
帽子ベスト作成費	71,630	0	71,630	274,000
共済費	0	80,000	80,000	97,000
支払備金操出	0	180,000	180,000	189,000
事故防止対策基金積立	10,000	0	10,000	10,000
予備費	10,000	0	10,000	10,000
経常費用計	442,040	327,970	770,010	921,820
(2) 借入金返済額	52,110	0	52,110	51,000
支出計	494,150	327,970	822,120	972,820
収支差額	580	1,110	1,690	▲ 139,830
(参考) 借入金期末残高	125,010	0	125,010	150,000

● 定時総会懇親会

定時総会後に開催された恒例の懇親会には、菅義偉官房長官、自民党鳥獣議連会長である二階俊博幹事長、高市早苗前総務大臣をはじめとする自民党鳥獣議連役員の国会議員の先生方や、公明党の石田祝稔政調会長、谷合正明農水副大臣にご出席いただきました。

佐々木会長の第5期会長就任挨拶、高市先生の乾杯挨拶に続き、ご出席順に先生方から獵友会に対する感謝や期待のお言葉を多数いただき、例年以上に大変華やかな懇親会となりました。



佐々木会長挨拶



高市早苗前総務大臣乾杯挨拶



菅義偉官房長官



二階俊博幹事長
(鳥獣議連会長)



高市早苗前総務大臣
(鳥獣議員常任幹事)



鶴保庸介参議院議員
(鳥獣議連会長代行)



林幹雄幹事長代理
(鳥獣議連幹事長)



石田祝稔
公明党政調会長



谷合正明農水副大臣
(公明党参議院議員)



谷公一衆議院議員
(鳥獣議連事務局長)



山口泰明自民党
組織運動本部長



平沢勝栄衆議院議員
(鳥獣議連)



堂故茂参議院議員
(富山県獵友会会長)



宇都隆史参議院議員
(鳥獣議連事務局長)



三木亨参議院議員
(鳥獣議連事務局長)



二之湯智参議院議員
(鳥獣議連常任幹事)



宮路拓馬衆議院議員
(鳥獣議連事務局長)



高鳥修一衆議院議員
(鳥獣議連副幹事長)



進藤金日子参議院議員
(鳥獣議連常任幹事)



伊東良孝衆議院議員
(鳥獣議連常任幹事)



山田修路参議院議員
(鳥獣議連)



片山さつき参議院議員
(鳥獣議連)



佐藤ゆかり衆議院議員
(鳥獣議連)



平口洋衆議院議員
(鳥獣議連)



本会は6月の大日本猟友会定時総会において、構成員増加の表彰状を賜りました。下記に本会会員増加に関する取組みをご紹介します。

構成員増員の取組等については、本会の会員の協力や行政担当者のご理解、ご指導があつてのことと感謝致しております。

○石川県猟友会の取組みと会員増加数

年度	網猟	わな猟	第1種	第2種	総会員数	増加率
H25	32	215	459	9	715	98.2%
H26	27	348	459	14	848	118.6%
H27	29	573	450	18	1,070	126.1%
H28	34	719	459	23	1,235	115.4%
H29	32	855	463	21	1,371	110.0%

単位：人

○会員増加理由

- ・ イノシシの増加。(特に能登地区)
- ・ 農業被害の増加による有害鳥獣捕獲目的のわな猟免許所持者の増加。
- ・ ジビエ料理店主等の狩猟免許所持者の増加。
- ・ 平成26年環境省主催の「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」の来場者に、狩猟に興味を持つ若者が多かった。
- ・ 平成28年より石川県里山振興室が「いしかわジビエ料理フェア」を毎年開催するようになり、県内ではジビエ料理提供店が71店舗、加工品・精肉販売店が17店舗となった。

○主な取組み

- ・ 石川県が、狩猟免許試験を平成27年度より年3回→4回開催に増やした。
- ・ 県が「狩猟の魅力発見セミナー」を平成27年度より毎年開催し、大日本猟友会貸出しのシューティング・シミュレーターを設置することにより、狩猟に興味をもつ若者が来場するようになった。
- ・ 約2万6千人(2日間)の来場が見込める「里山・里海展」に、毎年石川県猟友会のブースを設けており、本年度はシミュレーターを設置し、来場者の興味を引きたいと思っている。
- ・ 県が狩猟免許をもたない人を対象に、里山体験のイベントを開催した。
- ・ 本会の有害鳥獣捕獲隊員は、狩猟者登録した者

に限定している。

- ・ 石川県と本会が、初心者、フォローアップ、プロフェッショナル別に、わな猟及び銃猟研修会を開催している。
- ・ 狩猟免許試験事前講習会受講料を平成17年より無料としている。



○今後の展望

- ・ 今後は第1種免許の増加と若手育成に力を入れて取り組んでいきたいと考えている。

お知らせ

7月豪雨により 被災された構成員の方へ

西日本地域での「平成30年7月豪雨」により、浸水等の災害に遭われた本会構成員の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

大日本猟友会では、東日本大震災を契機に「災害見舞金特別基金」を設け、自然災害に遭われた方に「災害見舞金」を支給しています。今回の災害で住居（借家等を含みます。）に半壊以上の被害を受けられた方には、都道府県猟友会を通じて次の見舞金を支給しますので、所属の猟友会にご連絡をお願いします。

- (1) 構成員が死亡した場合 1人8万円
- (2) 構成員の住居が全壊（含大規模半壊）した場合 1件6万円
- (3) 構成員の住居が半壊以上した場合 1件4万円

なお、支給には市町村が発行する罹災証明書（コピー可）が必要となりますので、ご準備をお願いします。

また、災害救助法の適用地域（11府県61市37町4村）に居住される方などには、銃砲所持許可等の有効期間などが、本年11月30日まで延長されることになりました。詳しくは、本会HPをご覧ください。所属の府県猟友会又は公安委員会（警察署）にお問い合わせください。

被災された構成員の方には、一刻も早い復旧をお祈り申し上げますとともに、引き続き狩猟を続けていただくことを切にお願いいたします。

お知らせ

新しい狩猟指導員の 委嘱

大日本猟友会では、安全で関係法令を遵守した狩猟が行われるよう、本会独自の制度として、各都道府県猟友会長の推薦を受けて、経験豊富な構成員の方に「狩猟指導員」を委嘱しています。

前回の委嘱から任期の3年が経過し、本年9月からは新たな方に委嘱を行いました。

猟場などでこの狩猟指導員に会われた構成員の方は、指導員から当該地の鳥獣の生息状況などを聞くこともできますので、気軽にお声を掛けてください。また、万一事故防止等に関して指導等を受けた場合は、先輩等のありがたいアドバイスと受け止め、それに従っていただきますようお願いいたします。

なお、狩猟指導員は、「狩猟指導員手帳」を携帯するとともに、これまで黄色の専用腕章を着用していましたが、今年からはオレンジとブラックの「狩猟指導員帽子」を着用しています。この帽子の方を見かけましたら、是非リスペクトを！



お知らせ

構成員手帳及び 実包管理表について

大日本猟友会では、これまで「構成員手帳」を5年ごとに作製し、構成員全員に配付してまいりました。本年度はその作製年度に当たっていますが、各都道府県猟友会にアンケートを実施したところ、特に主要内容である「実包管理表」については、多くの県猟で使用されていないことが明らかになりました。また、手帳の内容は主として銃猟構成員向けであり、長年見直されておらず、一方でその作製には数千万円の経費も必要です。このため、手帳や構成員証のあり方、内容について時間をかけて検討を行うこととし、本年度は作製を見送ることとなりました。構成員の皆様のご理解をいただければ幸いです。

ところで、「実包管理帳簿」は、銃刀法第10条の5の2（右記参照）に基づき、狩猟者が備え、記載・保存することが義務化されているものですが、その様式は法令では定められておらず、現在は各都道府県どころか地域によっては警察署ごとに様々な表（帳簿）が使用されていること、また、長年発行していた構成員手帳の「実包管理表」は、法令には準拠していないことも明らかになりました。

このため、本会では警察庁にその全国的な統一化を申し入れ、警察庁にもその必要性をご理解いた

き、その指導の下、次頁の「猟銃用実包管理帳簿」と「猟銃用雷管・火薬管理帳簿（ライフル実包の製造用）」を新たに作成しました。これをコピーして、各自の「実包管理帳簿」としてご活用下さい。

これは国（警察庁）として当帳簿の様式を新たに定め、全国でこれに統一するというものではありません。あくまで帳簿のモデルとしてお示しするものですが、従来から使用していた管理表等をこれに変更することは可能です。ただし、必ずしも各地で現在使用されている管理表等を否定するものではありませんので、今後どの様式を使用するについては、各地域で地元公安委員会との十分な調整をお願いします。

参考：銃刀法関係部分抜粋 （帳簿）

第十条の五の二 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

<実包管理帳簿の記載例>

猟銃用実包管理帳簿

赤字：記入例

平成30年4月1日 ～平成31年3月31日

氏名 ○ ○ ○ ○

散弾（スラッグ弾）

散弾（口径 12番）（a: BB弾、b: その他）

ライフル弾（ ）

※1

①銃種（散弾銃/ライフル銃）銃番号（ 11111111 ）口径（ 12番 ）

②銃種（散弾銃/ライフル銃）銃番号（ 22222222 ）口径（ 12番 ）

③銃種（散弾銃/ライフル銃）銃番号（ ）口径（ ）番

年月日	使用目的 ^{※2}	区分 ^{※3}	数量	残数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備考 ^{※4}
前年度繰越				20		
30年○月○日	狩・有・標	譲受	50	70	○○市・○○銃砲店	無許可譲受
30年○月○日	狩・有・標	消費	40	30	○○町	①②、キジ・カモ猟、b
30年○月○日	狩・有・標	消費	20	10	○○町	①、カラス、b
31年○月○日	狩・有・標	廃棄	10	0	○○市・○○銃砲店	
年 月 日	狩・有・標					

猟銃用実包管理帳簿

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名 _____

- 散弾(スラッグ弾) ①銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号()) 番径(番)
 散弾(番径 番)(a:BB弾, b:その他) ②銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号()) 番径(番)
 ライフル弾() ③銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号()) 番径(番)
 ※1

年月日	使用目的※2	区分※3	数量	残数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備考※4
前年度繰越						
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
年 月 日	狩・有・標					
計						

※1 当帳簿は実包の種類ごとに作成・記録するものとし、該当の実包にチェックし、散弾は()内に番径を記載する。ライフル弾は()内に名称(例:30カービン)を記載する。
 ※2 「使用目的」欄は、該当の事項に○をつける。 狩:狩猟 有:有害鳥獣駆除 標:標的射撃
 ※3 「区分」欄には、法令に定める「製造」「譲渡」「譲受」「購入」「交付(した)」「(保管委託する場合)」「交付(された)」「(保管委託した実包を払い出す場合)」「消費」「廃棄」から該当するものを記載する。
 ※4 「備考」の欄には、その実包消費に使用した銃の番号(氏名下記載の①②③)を記載する。銃が1丁のみの場合は記載不要。また、必要に応じ、捕獲対象の鳥獣の種類や散弾の場合はBB弾又はその他の散弾の別をa,bで記載する。

獵銃用雷管・火薬管理帳簿 (ライフル実包の製造用)

年 月 日 ～ 年 月 日

氏名 _____

年月日	獵銃用雷管(個)			火薬(グラム)			購入先の住所・氏名	備考
	購入数	製造数	残数	購入量	使用量	残量		
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
計								

平成29年大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟は、平成 22 年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治資金規正法に基づく政治団体で、狩猟に深い理解を示していただいている国会議員の活動の支援などの政治活動を行っています。

銃刀法などの狩猟関連法令の改正は、立法府である国会、つまり国会議員でなければ行うことができません。このため、本連盟の活動は、狩猟の振興や規制緩和、狩猟者の利便性向上などに大きな成果を挙げています。（主な活動成果は下記参照）

連盟の運営は、構成員の皆様からの寄附金（寄附金目安額：200 円以上）を原資としています。今年も皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 平成 29 年（29.1.1 ～ 12.31）の活動の概要

平成 29 年は、全国の構成員から寄せられた寄附金を元に、自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（略称：鳥獣議連、会長：二階幹事長）をはじめとする狩猟関係国会議員に対する活動支援を中心として、積極的な活動を展開し、政府与党との良好な信頼関係の継続・強化や大日本猟友会としての要望等の周知に努めました。

特に、10 月には急な衆議院の解散により総選挙が実施されましたが、佐々木会長のリーダーシップの下、各会員（都道府県猟友会会長）の協力を得て、狩猟関係候補者を中心とした迅速かつ活発な応援活動を展開し、勝利した与党並びに関係議員からの信頼度を一層高めることができました。

また、1 月には、自民党本部において「自然と農山村を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」を開催し、多数の国会議員や関係省庁幹部を対象として、ジビエ利用や狩猟振興等の普及啓発活動を実施しました。

予算の収支については、一部県猟分の寄附金拠出が 30 年となったこと及び衆議院選挙（予備費で対応）が実施されたことから、若干のマイナスとなりましたが、繰越金は約 13 百万円となり、連盟の運営に十分な額を確保しています。

<政治連盟の活動による主な成果>

○銃刀法の改正等（警察庁）

- ・安全指導に重点を置いた技能講習内容の見直し
- ・所持許可申請添付書類等の簡素化、欠格要件の審査の廃止
- ・診断書作成医師のかかりつけ医への拡大
- ・鳥獣被害対策実施隊員のライフル所持許可要件の緩和
- ・一括した銃砲所持許可更新手続きの実現
- ・災害による猟銃亡失者のライフル所持規制の緩和
- ・初心者講習の考査内容の平易化 他

○鳥獣被害対策参加者の狩猟税の減免（総務省）

○鳥獣被害防止特措法の改正・延長（農水省）

- ・鳥獣の捕獲、被害防止等に要する費用の助成
- ・実施隊員等の銃刀法の技能講習の免除
- ・ジビエの利活用等の推進
- ・鳥獣被害対策参加者の顕彰規程 他

○鳥獣保護法の改正（環境省）

- ・鳥獣保護管理法への改正に狩猟者の意見を大きく反映
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業制度の創設

○電波法関係（総務省）

- ・ドッグマーカーにも使用可能な「特定小電力無線」の規制見直し

2. 平成 30 年の事業計画

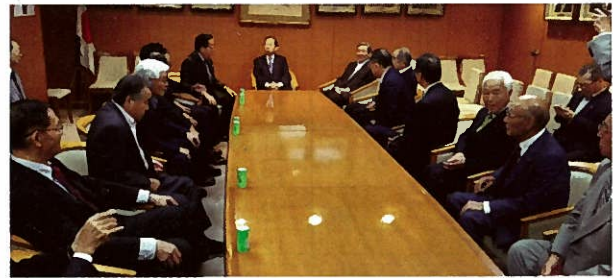
平成 30 年も引き続き自民党鳥獣議連等を通じて、銃刀法の改正等の狩猟関係の規制緩和の要請活動を進めます。特に狩猟税の減免措置が平成 30 年度末で切れることから、その継続について自民党税制調査会等に積極的な働きかけを行います。

また、与党の関係議員を主な対象とした活動支援や各会員（都道府県猟友会長）の活動に対する支援を継続するとともに、ジビエの利活用推進について、国会議員や政府関係者等への普及活動を行います。

選挙応援については、主に来年の参議院選挙に向けた情報収集及び準備を進めます。



(自民党鳥獣議連で要請を行う佐々木会長)



(二階自民党幹事長に就任挨拶を行う新役員)

○平成 29 年決算 (29.1.1 ~ 12.31)

(単位：円)

科 目	29 年	(参考) 28 年
I 収入の部		
1. 寄付金 (個人：構成員)	15,030,260	16,383,180
2. その他の収入 (利息等)	34	359
収入合計	15,030,294	16,383,539
II 支出の部		
1. 経常経費	949,720	879,935
2. 政治活動費	14,772,737	9,296,798
(1) 組織活動費	10,328,114	6,462,276
(2) 選挙関係費	4,444,623	2,834,522
3. 予備費	0	0
支出合計	15,722,457	10,176,733
収支差額	△ 692,163	6,206,806
前年度繰越金	14,209,096	7,671,558
繰越収支差額	13,516,933	13,878,364

○平成 30 年予算案 (30.1.1 ~ 12.31)

(単位：円)

科 目	30 年予算	(参考) 29 年予算
I 収入の部		
1. 寄附金	21,130,000	21,000,000
(1) 個人	21,130,000	21,000,000
2. その他の収入 (利息等)	40	500
収入合計	21,130,040	21,000,500
II 支出の部		
1. 経常経費	960,000	1,200,000
2. 政治活動費	13,300,000	13,500,000
3. 予備費	2,000,000	6,000,000
支出合計	16,260,000	20,700,000
収支差額	4,870,040	300,500
前年度繰越金	13,516,933	3,892,558
繰越収支差額	18,386,973	4,193,058

統計資料

1. 猟銃等所持者・狩猟免許所持者及び大日本猟友会構成員（会員）数

(単位：人)

年度	猟銃等所持者数		狩猟免許所持者数				大日本猟友会構成員（会員）数				
	所持者数	対前年度増減率(%)	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	合計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	合計	対前年度増減率(%)
S50			7,990	493,734	16,030	517,754	2,639	309,470	8,033	320,142	-16.7
S51			9,241	505,375	16,014	530,630	2,805	375,409	8,629	386,843	20.8
S52			8,804	455,150	13,083	477,037	2,982	376,814	8,210	388,006	0.3
S53			10,207	485,399	15,055	510,661	3,201	412,440	9,179	424,820	9.5
S54			10,697	417,456	19,767	447,920	3,105	382,000	8,874	393,979	-7.3
S55	556,813		11,693	427,141	21,937	460,771	3,123	363,840	8,319	375,282	-4.8
S56	457,309	-17.9	12,784	434,314	24,126	471,224	3,099	343,555	7,441	354,095	-5.7
S57	421,287	-7.9	12,521	355,974	18,748	387,243	3,150	317,806	6,735	327,691	-7.5
S58	390,623	-7.3	12,773	346,006	18,668	377,447	3,186	294,015	5,831	303,032	-7.5
S59	369,237	-5.5	13,987	356,170	19,139	389,296	3,162	276,531	5,435	285,128	-5.9
S60	337,385	-8.6	13,581	297,014	15,672	326,267	3,160	261,867	4,936	269,963	-5.3
S61	321,483	-4.7	14,204	297,767	15,787	327,758	3,230	247,357	4,636	255,223	-5.5
S62	307,450	-4.4	15,187	299,314	15,811	330,312	3,313	237,598	4,288	245,199	-3.9
S63	290,999	-5.4	15,133	259,074	14,426	288,633	3,355	228,867	4,231	236,453	-3.6
H1	278,946	-4.1	15,835	257,879	14,576	288,290	3,305	219,355	3,982	226,642	-4.2
H2	269,132	-3.5	16,605	258,129	14,791	289,525	3,274	213,102	3,949	220,325	-2.8
H3	260,520	-3.2	16,495	229,238	14,572	260,305	3,365	207,066	3,995	214,426	-2.7
H4	254,379	-2.4	17,338	227,505	14,908	259,751	3,461	199,610	3,940	207,011	-3.5
H5	248,095	-2.5	18,974	232,084	15,293	266,351	3,727	192,682	3,778	200,187	-3.3
H6	241,593	-2.6	19,847	208,745	15,217	243,809	3,873	187,481	3,833	195,187	-2.5
H7	235,675	-2.5	21,296	208,597	16,148	246,041	4,033	179,060	3,694	186,787	-4.3
H8	229,880	-2.5	22,924	208,635	16,217	247,776	4,362	173,073	3,588	181,023	-3.1
H9	222,921	-3.0	23,751	187,456	16,009	227,216	4,875	168,694	3,610	177,179	-2.1
H10	211,129	-5.3	25,631	188,836	16,204	230,671	5,319	159,811	3,332	168,462	-4.9
H11	204,854	-3.0	28,379	189,273	16,029	233,681	6,070	153,671	3,272	163,013	-3.2
H12	198,535	-3.1	31,271	170,464	8,499	210,234	7,221	148,587	3,223	159,031	-2.4
H13	193,007	-2.8	34,681	169,523	6,868	211,072	8,276	141,416	3,166	152,858	-3.9
H14	186,973	-3.1	38,041	169,691	4,748	212,480	9,613	135,920	3,185	148,718	-2.7
H15	171,925	-8.1	41,440	152,257	3,775	197,472	10,993	131,713	3,205	145,911	-1.9
H16	171,622	-0.2	43,656	151,205	3,469	198,330	11,510	125,291	2,857	139,658	-4.3
H17	166,579	-2.9	47,552	152,780	3,290	203,622	12,593	120,280	2,742	135,615	-2.9
H18	160,813	-3.5	47,140	135,333	2,754	185,227	13,251	115,412	2,551	131,214	-3.3
H19	158,173	-1.6	90,314	135,960	2,631	228,905	14,544	110,618	2,395	127,557	-2.8
H20	152,938	-3.3	83,684	135,352	2,497	221,533	15,674	104,391	2,255	122,320	-4.1
H21	142,294	-7.0	66,184	117,497	2,194	185,875	18,291	99,083	2,192	119,566	-2.3
H22	131,766	-7.4	71,589	116,506	2,119	190,214	20,916	91,263	2,142	114,321	-4.4
H23	122,515	-7.0	80,216	116,122	2,080	198,418	24,865	84,469	2,072	111,406	-2.6
H24	113,942	-7.0	82,552	96,242	1,875	180,669	26,329	79,407	2,125	107,861	-3.2
H25	107,651	-5.5	87,100	96,351	1,876	185,327	27,899	75,166	2,205	105,270	-2.4
H26	102,300	-5.0	93,855	97,981	1,926	193,762	30,188	71,767	2,287	104,242	-1.1
H27	98,638	-8.4	99,570	88,592	1,921	190,083	32,928	70,213	2,243	105,384	+1.1
H28	96,232	-2.4					34,404	68,651	2,203	105,258	-0.1
H29	94,026	-1.6					36,148	67,444	2,194	105,786	+0.5

(出典：警察庁、環境省、大日本猟友会資料)

- 備考：①狩猟免許所持者数は延人数（重複所持の場合は各々計上）
 ②S54年から狩猟免許制度を改正（全国一律の免許）
 ③H19年度から網猟、わな猟分離のため免許所持者数は増加

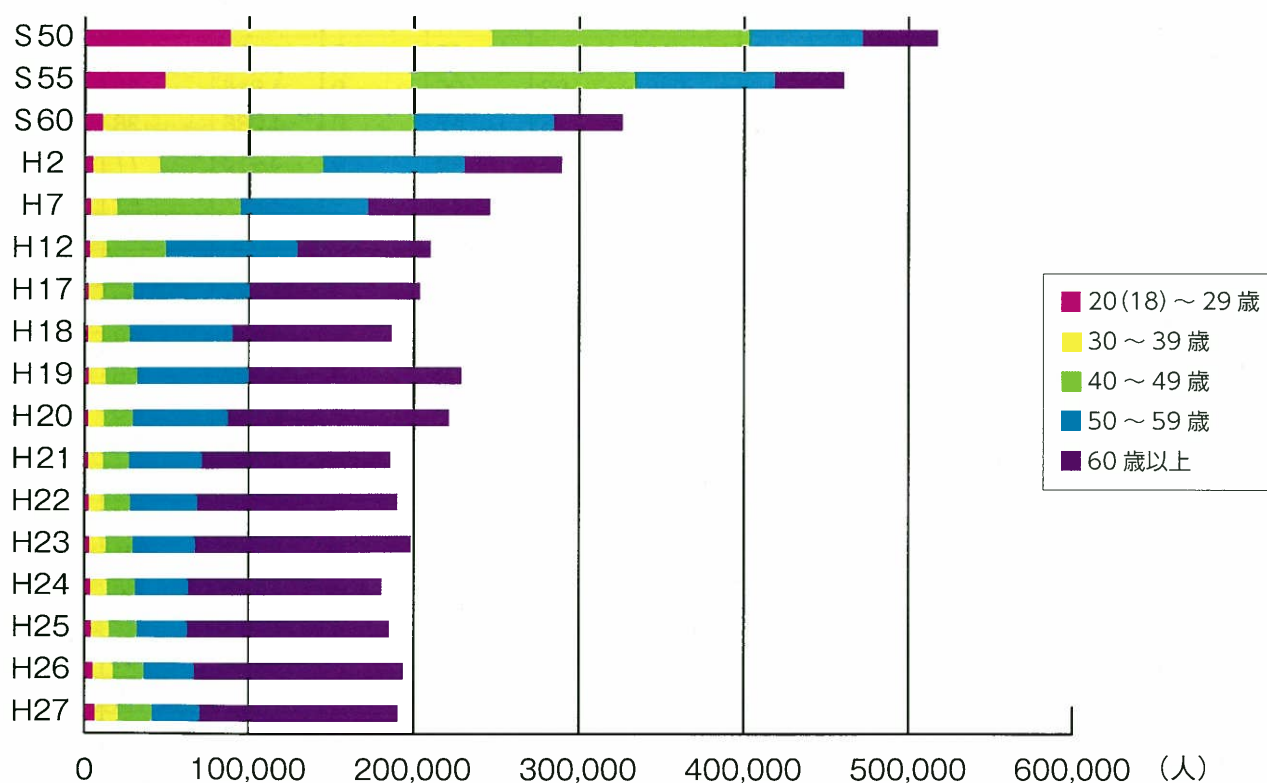
2. 年代別狩猟免許所持者数

(単位：人)

年度	20(18)～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
S50	88,555	158,375	156,049	69,044	45,731	517,754
S55	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S60	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H12	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H17	2,255	8,683	18,686	70,541	103,456	203,621
H18	2,129	8,363	16,865	62,600	96,622	186,579
H19	2,551	10,148	19,383	67,603	129,220	228,905
H20	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H21	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H22	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H23	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H24	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H25	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H26	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H27	6,574	13,995	20,700	28,494	120,292	190,083
H27 割合	3.4%	7.4%	10.9%	15.0%	63.3%	100.0%
(S50 割合)	17.1%	30.6%	30.1%	13.3%	8.8%	100.0%

(出典：環境省資料)

- 備考：①年齢不明があるため、狩猟免許所持者数と差異がある場合がある。また、延人数である。
 ②平成19年は網・わな分離のため前年より人数が増加。
 ③平成27年から網・わな猟免許は18歳から。



3. 都道府県猟友会・狩猟免許別 構成員（会員）数

平成30年3月末（単位：人）

都道府県名	網猟会員		わな猟会員		第一種銃猟会員		第二種銃猟会員		合計		総計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
北海道	0	1	446	13	4,653	157	74	0	5,173	171	5,344
青森県	0	0	37	1	950	8	27	0	1,014	9	1,023
岩手県	0	0	174	5	1,469	21	15	1	1,658	27	1,685
宮城県	26	0	423	12	1,157	10	28	0	1,634	22	1,656
秋田県	1	0	40	2	1,445	16	12	1	1,498	19	1,517
山形県	1	0	122	2	1,346	19	19	0	1,488	21	1,509
福島県	1	0	509	7	2,075	12	59	0	2,644	19	2,663
新潟県	108	0	167	9	1,762	29	32	0	2,069	38	2,107
茨城県	18	0	378	5	1,988	13	98	1	2,482	19	2,501
栃木県	2	0	643	14	1,503	13	41	0	2,189	27	2,216
群馬県	0	0	337	2	1,443	16	32	1	1,812	19	1,831
埼玉県	4	0	180	3	2,239	24	107	3	2,530	30	2,560
千葉県	44	0	232	9	2,076	25	65	0	2,417	34	2,451
東京都	7	0	50	5	2,001	69	96	6	2,154	80	2,234
神奈川県	0	0	111	5	1,843	34	69	0	2,023	39	2,062
山梨県	0	0	329	22	1,622	32	30	2	1,981	56	2,037
静岡県	2	0	1,206	29	2,142	25	68	4	3,418	58	3,476
富山県	4	0	175	5	550	4	26	0	755	9	764
石川県	32	0	844	11	455	8	20	1	1,351	20	1,371
福井県	0	0	394	9	422	6	8	0	824	15	839
長野県	5	0	1,257	41	2,926	42	66	1	4,254	84	4,338
岐阜県	14	1	957	11	1,188	24	70	1	2,229	37	2,266
愛知県	13	7	605	6	1,106	9	65	1	1,789	23	1,812
三重県	1	0	893	23	1,295	17	19	1	2,208	41	2,249
滋賀県	0	0	393	6	693	8	15	0	1,101	14	1,115
京都府	10	1	795	10	988	22	22	0	1,815	33	1,848
大阪府	0	0	383	10	886	26	17	0	1,286	36	1,322
兵庫県	1	0	1,492	44	1,874	33	46	0	3,413	77	3,490
奈良県	0	0	546	18	531	6	10	0	1,087	24	1,111
和歌山県	1	0	1,089	38	1,398	22	33	1	2,521	61	2,582
鳥取県	0	0	665	10	481	3	26	1	1,172	14	1,186
島根県	2	0	1,241	27	762	9	12	0	2,017	36	2,053
岡山県	0	0	1,579	44	1,777	14	84	0	3,440	58	3,498
広島県	1	0	1,466	37	1,381	29	59	0	2,907	66	2,973
山口県	0	0	1,418	41	1,091	13	36	1	2,545	55	2,600
徳島県	2	0	685	35	966	15	28	1	1,681	51	1,732
香川県	1	0	845	16	501	11	30	2	1,377	29	1,406
愛媛県	0	0	1,304	24	1,806	10	65	0	3,175	34	3,209
高知県	1	0	1,523	73	1,921	28	91	0	3,536	101	3,637
福岡県	3	0	946	21	1,529	17	67	0	2,545	38	2,583
佐賀県	2	0	546	15	391	5	28	2	967	22	989
長崎県	3	0	1,275	38	503	7	24	1	1,805	46	1,851
熊本県	0	0	1,306	33	1,712	13	46	0	3,064	46	3,110
大分県	0	0	1,833	41	1,510	13	32	1	3,375	55	3,430
宮崎県	21	0	1,138	25	2,122	12	142	1	3,423	38	3,461
鹿児島県	15	3	1,744	39	1,802	5	84	0	3,645	47	3,692
沖縄県	0	1	168	3	206	3	13	3	387	10	397
計	346	14	34,889	899	66,487	957	2,156	38	103,878	1,908	105,786

4. 狩猟者登録種類別鳥獣捕獲数（登録狩猟）

（単位：羽・頭）

年 度	網・わな 猟			第 1 種 銃 猟		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 1 8	107,145	118,131	225,276	788,418	192,826	981,244
H 1 9	101,835	105,002	206,837	691,796	194,512	886,308
H 2 0	84,977	133,912	218,889	743,140	208,811	951,951
H 2 1	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297
H 2 2	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 2 3	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503
H 2 7	58,330	198,083	256,413	322,062	156,629	478,691

年 度	第 2 種 銃 猟			合 計		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 1 8	54,398	1,189	55,587	949,961	312,146	1,262,107
H 1 9	47,975	261	48,236	841,606	299,775	1,141,381
H 2 0	55,823	2,177	58,000	883,940	344,900	1,228,840
H 2 1	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944
H 2 2	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 2 3	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858
H 2 7	32,956	450	33,406	413,348	355,162	768,510

（出典：環境省資料）

5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

（単位：頭）

年 度	登 録 狩 猟		有 害 鳥 獣 捕 獲 + 個 体 数 調 整		
	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	サル
H 1 8	144,400	118,000	107,900	79,600	15,500
H 1 9	134,800	121,500	95,300	88,200	13,200
H 2 0	170,100	135,400	136,100	115,200	15,800
H 2 1	159,800	157,400	148,400	154,800	15,100
H 2 2	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 2 3	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 2 4	161,200	193,800	265,400	271,200	23,600
H 2 5	156,700	176,800	295,800	335,100	19,000
H 2 6	174,400	189,900	346,000	396,400	27,200
H 2 7	166,100	168,700	384,400	407,299	25,100

（出典：環境省資料）

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 農業被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合 計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H19	7.3	14.9	2.7	7.3	32.2	14.2	35.2	3.7	5.7	58.8	91.0
H20	6.1	17.1	2.3	7.4	32.9	12.4	44.8	4.3	5.7	67.2	100.1
H21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	57.1	4.3	4.5	78.3	101.9
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9
H28	1.6	3.7	1.2	2.7	9.2	8.2	42.8	1.6	3.4	56.0	65.2

(出典：農水省資料)

(2) 農業被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合 計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H19	628	2,583	564	1,506	5,281	5,012	4,680	1,603	1,919	13,214	18,405
H20	619	2,539	580	1,427	5,165	5,376	5,816	1,542	1,986	14,720	19,885
H21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	7,059	1,649	2,002	16,300	21,331
H22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649
H28	310	1,618	480	1,077	3,485	5,072	5,634	1,031	1,941	13,678	17,163

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合 計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H19	3.5	0.6	1.1		0.8	6.0
H20	3.7	0.5	0.9		1.7	6.8
H21	4.1	0.4	0.8		0.9	6.1
H22	4.0	0.3	1.2		0.7	6.2
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8
H28	5.6	0.3	0.6	0.5	0.2	7.1

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

1. 猟銃等の盗難件数

区分 / 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
件数	1	1	1	0	1
丁数	1	2	2	0	1
ライフル銃	0	0	0	0	1
散弾銃	0	2	2	0	0
空気銃	1	0	0	0	0

2. 実包の盗難状況

区分 / 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
件数	2	0	0	2	2
個数	335	0	0	32	92
ライフル実包	0	0	0	0	80
散弾銃実包	335	0	0	32	12

(以上出典：警察庁資料)

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・ 自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、堅固な保管庫に収納し、猟銃等と適合実包は同一建物内に保管しない。
- ・ 保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に目につかない場所、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは丈夫なネジ等でしっかり固定する。

< 会員数増加率上位猟友会の表彰 >

大日本猟友会では、各都道府県猟友会の会員増加活動を促進するため、本年度から、前年度の会員数増加率上位の猟友会を表彰することとしました。

29年度の会員数増加率上位の猟友会は次のとおりです。

- ・ 第1位 石川県猟友会 (前年度比 111.0%)
- ・ 第2位 宮城県猟友会 (同 107.1%)
- ・ 第3位 長崎県猟友会 (同 104.1%)

定時総会において、佐々木会長から3猟友会の会長さんに、表彰状と金一封の贈呈が行われました。



共済だより

I. 共済事業の実施報告

(1) 平成 29 年度共済保険事業の概要

平成 29 年度の狩猟事故共済保険事業の実施概要は、まず、当会に報告のあった事故発生件数は、次ページ以下に詳細な報告がありますが、299 件と前年度よりやや増加しました。一方で、他損死亡事故の発生はゼロとなり、近年にない好結果となりました。ただし、残念ながら本年 6 月には、千葉県内のニホンザル有害駆除中に、近所の住人を誤射で死亡させる他損死亡事故が発生しています。

自損傷害事故では、相変わらずつまずきやすリップによる骨折や捻挫が多く発生し、特に関節などが固くなっている「シルバーハンター」の方は、十分な注意が必要です。

また、猟犬が人を噛む事故が、他損及び自損傷害事故合計で前年度の 10 件から 13 件に増加し、特に一般の方を噛む事故が目立ち、猟犬管理には十分注意してください。

共済事業の収支については、高額の他損死亡事故保険金の支払いがなかったこともあり、前年度に比べ支払総額が減少し、収支はプラスになりました。ただし、24 年度以降に発生した他損死亡事故の未請求のものが今もあることから、今後請求される場合は、収支に影響を及ぼす可能性が高いことに留意が必要です。(収支の詳細については、16、17 頁の 29 年度決算報告をご参照ください。)

(2) 共済保険の補償内容の一部変更等について

本会が実施している共済保険事業は、狩猟中の自損及び他損事故(人身事故)を主な補償対象とする、保険業法に基づく国の認可保険業です。その創設は 1975 年(昭和 50 年)の共済事業開始に遡り、現在でも「構成員の相互扶助(助け合い)」を基本理念として運営に当たっています。

この間、給付した保険金総額は約 86 億円に及び、特に人身事故を起こした構成員の救済制度として重要な役割を担ってきました。しかし、当初

から 40 年以上を経過し、構成員の減少や年齢・会員種別構成が変化しているものの、その制度内容はほとんど見直されることなく現在に至っています。請求・支払手続きの簡素化・明確化など多くの課題もあり、それらを踏まえた真に構成員のニーズに応える制度としていくことが求められていました。

大日本猟友会では、このような共済事業を取りまく状況の変化を受けて、理事会等において協議を重ね、以下の事項について見直しを行うこととし、共済保険の基本的な内容を定める「約款」等の改正を行う予定です。

当初は、本年秋の猟期からの適用を目標として改正作業を進めておりましたが、約款全般の見直しが必要なことなどから拙速な作業を避けるため、来年猟期からの適用とする予定とし、現在所管省庁である環境省との協議を進めております。

今年度の共済保険の内容は、前年度と変更はありませんのでご承知下さい。

参考：主な共済保険の改正内容

(2019 年秋の猟期から適用の予定)

- ① 疾病死亡保険金額の変更
狩猟行為に直接起因しない疾病死亡保険金額を 100 万円から 20 万円に変更
- ② 傷害保険金の算定方法の変更
傷害の症状・部位に応じた定額算定方式から、入院・通院日数(支給限度日数あり)に応じた方法に変更(手続きの簡素化、明確化)
- ③ 大粒散弾を使用した場合の免責規定の追加
- ④ 各種定義等の明確化及びわな猟を対象とした規定の追加
- ⑤ 保険金支払方法の変更(手続き迅速化のため請求者に本会より直接支払)
- ⑥ その他、約款条文の語句等の整理等

Ⅱ. 29年度事故発生報告件数

* 29年4月～30年3月までの発生について本会に報告があったもの

1. 総発生件数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
死 亡	19	16	17	14	18
傷 害	256	255	276	245	281
合 計	275	271	293	259	299

2. 他損事故

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
銃 器 死 亡	5	2	1	2	0
銃 器 傷 害	11	5	3	10	3
その他死亡	0	0	0	1	0
その他傷害	7	8	12	10	10
合 計	23	15	16	23	13

3. 自損事故

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
銃 器 死 亡	2	1	1	1	1
銃 器 傷 害	11	3	4	4	5
その他死亡	12	13	15	10	17
その他傷害	227	239	257	221	263
合 計	252	256	277	236	286
(その他死亡の内病死者)	(7)	(6)	(9)	(6)	(7)

Ⅲ. 29年度発生事故の原因

1. 他損事故

①銃器による他損死亡事故

	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
銃器死亡事故	誤認・誤射	2	2	1	0	0
	矢先の安全不確認	2	0	0	1	0
	跳 弾	0	0	0	0	0
	暴 発	1	0	0	1	0
	合 計	5	2	1	2	0

②銃器による他損傷害事故

	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
銃器傷害事故	暴 発	1	1	0	1	0
	矢先の安全不確認	1	2	1	7	2
	跳 弾	2	0	1	0	1
	誤認・誤射	6	2	0	1	0
	そ の 他	1	0	1	1	0
	合 計	11	5	3	10	3

③他損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	区分		構成員の年齢					狩猟経験				計	被害者		
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上		猟友	一般人	その他
誤認・誤射	0	0										0			
矢先の安全不確認	0	2					2				2	2	1	1	
暴発	0	0										0			
跳弾	0	1					1				1	1	1		
猟犬	0	8				7	1				8	8		8	
ワナ	0	0										0			
その他	0	2			1	1					2	2	1	1	
合計	0	13	0	0	1	8	4	0	0	0	13	13	3	10	0

2. 自損事故

①銃器による自損事故

銃器自損事故	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	暴発	11	3	4	5	2
跳弾	0	0	0	0	0	
発砲の衝撃音	0	1	0	0	1	
その他	2	0	1	0	3	
合計	13	4	5	5	6	

②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	転倒、転落等	135	129	139	123	158
獲物の襲撃	53	63	59	60	56	
その他不注意	22	41	49	26	43	
猟犬・ダ二等	9	10	10	12	13	
(病死)	7	6	9	6	7	
その他	13	3	6	4	3	
合計	239	252	272	231	280	

③獲物等の襲撃による事故（獣別）

獲物別襲撃事故	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	イノシシ	37	41	48	42	37
クマ	5	13	1	4	13	
シカ	7	6	10	8	4	
その他	2	2	0	6	2	
合計	51	62	59	60	56	

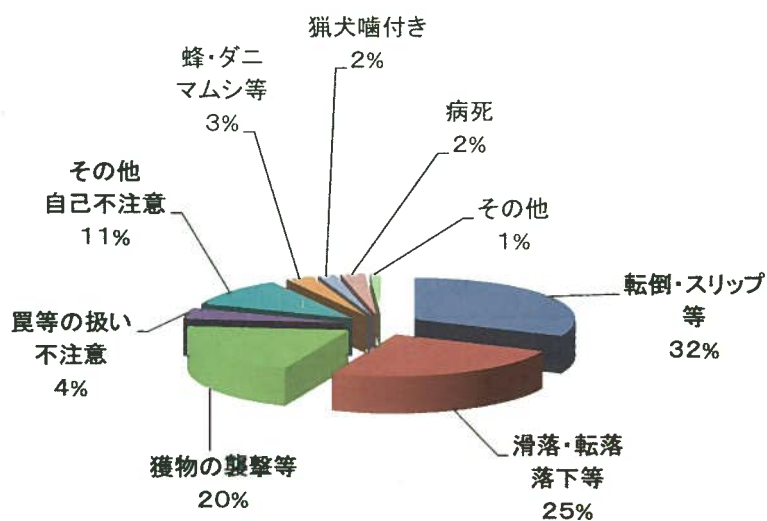
④銃器による自損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
暴発	1	1				2					2		2
跳弾													0
発砲の衝撃音		1			1					1			1
射撃		2				2				1	1		2
その他		1					1				1		1
合計	1	5	0	0	1	4	1	0	0	2	4	0	6

⑤銃器以外の自損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
転倒・スリップ等		89		6	9	28	46	5	7	6	67	4	89
滑落・転落・落下等	7	62	3	3	2	35	26	6	5	6	49	3	69
獲物の襲撃等	1	55	1	1	5	27	22	5	5	5	39	2	56
罾等の扱い不注意		12				4	8		2	1	9		12
その他自己不注意		31		9	3	13	6	7	2	6	16		31
蜂・ダニ・マムシ等	1	7	1	2	2	2	1	1		1	5	1	8
猟犬噛みつき等		5	1	2			2	2			3		5
病死	7				1	4	2	1	1	1	4		7
その他	1	2				1	2		1		2		3
合計	17	263	6	23	22	114	115	27	23	26	194	10	280

銃器以外の自損事故の原因



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
イノシシ	1	36	1	1	4	17	14	4	5		26	2	37
シカ		4				1	3	1		1	2		4
クマ		13			1	9	3			3	10		13
その他		2					2			1	1		2
計	1	55	1	1	5	27	22	5	5	5	39	2	56

IV. 29年度発生事故の事例

1. 銃器関連 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H29.6.10	8:50	島根	78	42	有害	矢先の安全不確認	鹿	囲いワナにかかった鹿の止めさしのため発射した3発のうちの1発により猟友が被弾
2	H29.6.18	14:40	三重	78	30	有害	矢先の安全不確認	鹿	待場から鹿に向けて発砲したところ、農業柵内で除草作業中の女性が被弾
3	H29.8.26	17:40	宮城	74	50	有害	跳弾	猪	ワナにかかった猪の止めさし中、ワナから逃れた猪に向け2発発砲した際、弾の一部が跳弾となり、猟友が被弾

2. 銃器以外 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H29.10.1	9:30	兵庫	64	42	有害	猟犬噛付		猟犬が山を下り、近くの民家の庭にいた子供を含めた計3名に噛み付き
2	H29.11.26	10:30	岡山	64	35	狩猟	猟犬衝突(バイク)	猪 猿	同行者3名、猟犬3匹で共猟中、猟犬が道路に出た際に走行してきたバイクと衝突し、バイクの運転手が負傷
3	H29.12.9	10:20	香川	59	38	狩猟	猪逆襲	猪	ワナの見回り中、猟友設置のくくりワナに掛かっていた猪が、ワイヤーから抜け襲撃してきて、負傷
4	H30.1.3	13:07	大分	66	44	狩猟	猟犬噛付	猪	共猟中、猪を追っていた猟犬が、通りががりの一般人女性に噛み付き
5	H30.2.7	9:00	宮崎	68	40	狩猟	猟犬噛付	鹿	6名で共猟中、猟犬2頭を離し鹿を追っている際、1頭が民家に入り込み、一般人に噛み付き
6	H30.2.7	10:30	山梨	70	43	狩猟	猟犬噛付		猟犬が他人の庭に入り飼い犬を噛み、更に飼い犬を助けようとした2名にも噛み付き
7	H30.3.14	15:30	鹿児島	68	37	狩猟	猪衝突	猪	半矢となった猪が逃げ、被害者宅にて被害者と接触し、転倒・負傷
8	H30.3.18	15:30	徳島	78	35	狩猟	猟犬噛付	猪	はぐれた猟犬が近所の一般家庭の庭に侵入し、8～12歳の子供に噛み付き

3. 銃器関連 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H29.12.23	11:50	宮崎	69	46	狩猟	暴発?	鹿	3名で共猟中、当該事故者の方角から銃声がした後、無線連絡がとれなくなり、猟友が捜索したところ、頭部から出血し、倒れている当人を発見

4. 銃器関連 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H29.11.1	13:30	宮崎	65	40	狩猟	転倒暴発	鹿	共猟中、獲物を発見し駆け出した際、何かに足を取られて転倒したときに暴発し、右上腕部を負傷
2	H29.10.27	14:00	長野	54	18	射撃	銃発砲音	—	ライフル射場で、準備のためにイヤープロテクターを未装着で射台に入っていたとき、隣の射台で撃った人の首で耳が聞こえづらくなった。
3	H29.9.20	12:30	埼玉	66	14	射撃	銃反動	—	クレー射撃中、発砲した瞬間に右肩に激痛が走り、右腕が挙がらなくなった。
4	H29.11.13	10:20	福井	64	39	射撃	銃破裂	—	射撃場にて猟期前の射撃訓練中、機関部（先台）が破裂したため、指を負傷
5	H29.12.21	11:00	愛媛	76	56	狩猟	銃破損	猪	獲物に向けて発砲した際に、銃が破損し左手を負傷

5. 銃器以外 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H29.4.30	8:30	山口	65	42	有害	マダニ咬傷	猪	マダニに咬まれSFTSに感染し、入院加療も及ばず死亡
2	H29.12.3	不詳	埼玉	67	40	狩猟	転落	—	猟犬を伴い、自家用車で単独猟に出かけたが帰宅せず、捜索願いを提出。 2日後に頭部を損傷し、沢で倒れているところを発見され、死亡を確認
3	H30.1.3	17:00	和歌山	79	32	狩猟	猪逆襲	猪	共猟中、追っていた猪に発砲も命せず、正面からの突進で受傷し、出血多量で死亡
4	H30.1.28	11:30	新潟	66	35	狩猟	池転落	鴨	鴨単独猟中、池に落ちた鴨を回収しようとして池に落ち、自力で車まで戻るも低体温症～心筋梗塞で死亡
5	H30.2.10	10:50	長野	68	30	有害	滑落	猪	山中にて足を滑らせて滑落し、同日中に死亡
6	H30.2.11	14:07	奈良	69	39	狩猟	滑落	—	共猟中、積雪により川へ滑落し、倒れているところを発見され、同日死亡確認
7	H30.1.26	13:30	山形	74	12	狩猟	滑落	鴨	鴨単独猟中、雪原から川に滑落し、這い上げられないまま低体温症にて死亡と推定され、翌日の捜索により川中で発見

6. 銃器以外 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H29.4.15	15:00	石川	74	45	有害	熊逆襲	熊	30名で熊の駆除中、1発命中した熊の様子を見に近づいた際、逆襲され負傷
2	H29.4.19	12:15	高知	46	25	有害	マムシ咬傷	鹿	犬を追って山中を移動していた際にマムシに噛まれ負傷
3	H29.5.19	11:00	福井	72	40	有害	熊襲撃		檻に入っていた熊の様子を撮影しようとした際、親熊の襲撃に遭い負傷
4	H29.6.14	17:10	山梨	64	41	有害	熊襲撃	鹿猪	ワナの見回り中、熊に襲われ腹部・両腕等を、また、逃げる際には頭部を立木にぶつけ負傷
5	H29.6.14	15:52	富山	69	46	有害	熊逆襲	鹿猪	くくりワナに熊が誤捕獲されたため、緊急捕獲で銃により捕獲しようとした際、暴れてワナをはずした熊に襲われ負傷
6	H29.8.16	5:55	長野	60	26	有害	熊襲撃	猪	有害捕獲のワナの見回り中、急に草むらから出現した熊に襲われ、頭、顔などを負傷
7	H29.8.13	16:30	福島	69	16	有害	熊逆襲	熊	有害捕獲中、ツキノワグマに発砲するも、瀕死の熊に逆襲され、当人と共猟者が負傷
8	H29.8.23	9:30	岩手	62	37	有害	熊襲撃	熊	熊被害の調査要請で出動し、発見した熊の追払い作業中、藪から急襲され、銃で仕止めるまでに負傷
9	H29.9.26	7:30	熊本	69	44	有害	猪逆襲	猪	ワナにかかった猪を止めさしの際、ワイヤーを切って突進してきた猪に逆襲され負傷
10	H29.9.26	10:00	徳島	66	12	有害	鹿逆襲	鹿	くくりワナに掛かった鹿を、止めさししようとした際に、右手を後ろ足で蹴られて負傷
11	H29.10.9	15:45	北海道	70	45	有害	熊襲撃	熊	ヒグマに襲われ横転した後、格闘となった際に負傷
12	H29.10.25	8:30	兵庫	73	45	有害	アライグマ逆襲	アライグマ	捕獲したアライグマを有害用の檻から私物用のゲージに移す際に、両手を噛まれて負傷
13	H29.10.24	15:10	広島	76	31	有害	猪逆襲	猪	猪を射止めようと発砲するも弾が出ず、突進してきた猪により転倒し、牙で負傷
14	H29.11.15	9:20	兵庫	68	35	狩猟	猪逆襲	猪	共猟中、待ちにて待機中、猪が出現したので2発発射も半矢、突進に対し3発目も矢中にて、逆襲に遭い格闘した際に負傷
15	H29.11.24	10:00	鹿児島	80	52	狩猟	鹿逆襲	鹿	くくりワナに掛かった鹿の止めさしの際に、角で2mほど突き飛ばされて負傷
16	H29.11.30	10:30	山形	68	43	狩猟	熊襲撃	熊	新しい熊の足跡を見つけて辿ったところ、木陰より飛び出した熊に襲われ負傷
17	H30.1.2	11:30	群馬	77	16	狩猟	カモシカ逆襲	猪	猪猟の罠に掛かったカモシカを放獣したものの、逃げずに向かって来て角で足を刺され負傷
18	H30.2.17	9:30	広島	49		狩猟	猪逆襲	猪	共猟中、猪に発砲し、動かないことを確認しつつ近づいたところ逆襲され負傷

猟銃事故の防止には、「脱包の確認」と「獲物・矢先の確認」は基本中の基本ですので、よく肝に銘じてください。

特に、大日本猟友会では、大粒散弾の使用禁止措置を実施していますので、シカ・イノシシ猟の際にはライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、獲物を十分確認した上で発砲してください！

狩猟事故共済普通保険約款

第1章 総則

第1条(この保険の趣旨)

- この保険は一般社団法人日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の会員の構成員(以下、「構成員」という。)のうち、この保険契約を締結した者(以下、「契約者構成員」という。)の相互扶助の理念に即し、生活の安定と福祉の増進を図るため、狩猟事故による損害に備えるためのものである。
- 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって、契約者構成員が金銭的利益を得るような共済は、行わない。

第2条(用語の定義)

本保険普通保険約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

(1) 会員

本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県猟友会

(2) 構成員

本会の会員である都道府県猟友会に属する狩猟者

(3) 契約者構成員

本会の構成員のうち本保険契約を締結した構成員

(4) 被保険者

本保険の保障の対象となるものをいい、契約者構成員のことを指す。

(5) 従たる被保険者

被保険者である契約者構成員と同居及び家計を共にする親族

(6) 保険期間

本会が保険責任を負う期間をいう。狩猟者登録を行う地区ごとの保険期間の詳細は本約款第3条に定める。

(7) 狩猟行為

次に掲げる行為をいう。

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟の期間中に行う狩猟鳥獣の捕獲行為

イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣捕獲行為(学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的、その他法第9条第1項に基づき環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等のための許可を受けている場合に限る。)

ウ 法第14条の二第9項の規定により法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされる者の従事者として行う鳥獣捕獲行為

エ 銃刀法に基づく指定射撃場における射撃行為

オ 前ア、イ及びウに掲げる行為について「行為中」とは、法令に基づく鳥獣捕獲の方法を行っている間(イ及びウについては、行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」中も含む。)をいう。

(8) 狩猟者登録

法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること。

(9) 他人

契約者構成員以外の人間で、かつ、契約者構成員と同居及び家計を共にする親族以外の人間をいう。

(10) 遺族

労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族の範囲および順位をいう。

(11) 審査委員会

本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会をいう。

第3条(保険期間)

- 保険期間(本会が契約者構成員に対し保険責任を負う期間をいう。以下、同じ。)は、当該年度の狩猟期間の始期(北海道は、10月1日、内地(沖縄県を含む。))は、11月15日から翌年度の狩猟期間の始期の前日までとする。ただし、保険期間中に起き

た事故による損害については、保険期間終了後も、本保険の給付対象となる。

- 北海道の狩猟者登録を受けた内地移住者の保険期間は、前項の規定にかかわらず10月1日から翌年11月14日までとする。
- 放鳥銃猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥銃された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)に係る狩猟者登録を受けた内地移住者(前項に該当する者を除く。)の保険期間は、第1項の規定にかかわらず、当該猟区に入猟する場合に限り、その猟区の狩猟期間の始期から、翌年11月14日までとする。
- 青森、秋田及び山形の各県の狩猟者登録を受けた内地移住者(前2項に該当する者を除く。)の保険期間は、第1項の規定にかかわらず11月1日から翌年11月14日までとする。
- 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間の始期より前に設定した都道府県においての狩猟者登録を受けた者(前3項に該当する者を除く。)の保険期間は、第1項の規定にかかわらず、当該都道府県で狩猟する場合に限り、その都道府県の狩猟期間の始期からその狩猟者登録を受けた者の居住地の翌年度の狩猟の始期の前日までとする。

第4条(保険金の支払事由)

1. 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中の事故において、または第1種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。

2. 自損事故保険金

(1) 被保険者が狩猟行為中の事故により、被保険者自身の生命、身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。

(2) 被保険者が狩猟行為中の事故により、または第1種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、従たる被保険者の自身の生命、身体を害したときは、本会は、従たる被保険者に対して本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

3. 狩猟行為中疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から7日以内に死亡したときは本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額-他損事故保険金)

1. 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

2. 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

3. 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を前項で算定した金額に付加して給付する。

4. 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に計算する。

5. 支払保険金の限度額

第1項から第4項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに、合算して4,000万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額-自損事故保険金)

1. 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる

被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、事故のあった日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2. 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その傷害が原因で平常の生活又は業務に服することができない場合は、事故のあった日から180日を限度として、1日につき3,000円を、傷害を被った部位およびその症状に応じた別表2に定める日数を乗じた金額を保険金として給付する。

3. 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その直接の結果として被保険者自身が後遺症を残したときは、別表3に定める区分にしたがい保険金を給付する。

4. 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき、合算して300万円を限度とする。

5. 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被った時すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第4条第2項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第4条第2項の傷害が重大となった場合は、本会は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6. 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと又は契約者構成員もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額・狩猟行為中疾病死亡保険金)

被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から7日以内に死亡したときは、100万円を自損疾病死亡保険金として給付する。

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は、保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。))に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 被保険者の使用する猟犬の咬傷による他損事故(当該猟犬の咬傷による他損事故について、過去に保険金の給付を行っている場合に限る。)

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

1. 当会で保険金を支払う第5条の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。
2. 当会で保険金を支払う第5条の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約の補償限度額の割合によって算出した金額を当会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度と

する。

第10条(保険料の払込方法)

契約者構成員は、都道府県狩猟団体を通じて、現金の一括払いにて当会に保険料を払い込まなければならない。

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、契約者構成員、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

契約者構成員が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書または告知書において本会が告知事項として質問した事項については、契約者構成員または被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

契約者構成員または被保険者(これらの者の代理人を含む。以下、同様。)は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 契約者構成員が住所または通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

1. 契約者構成員または被保険者が、第13条の規定により本会が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、本会は、将来に向けて保険契約を解除することができる。
2. 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができる。この場合、本会は保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていたときは、本会は、その全額の返還を請求することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったときは、本会は、保険金を支払う。
4. 保険契約の解除は、契約者構成員に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
- (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(被保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、契約者構成員または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたととき
- (3) 保険媒介者が、契約者構成員または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたととき
- (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続したとき

第17条(重大事由による解除)

1. 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には保険契約を将来に向けて解除することができる。
 - (1) 契約者構成員が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。
 - (2) 従たる被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、本会の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前三号に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

2. 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。

3. 本条による解除は、契約者構成員に対する通知によって行う。

第 18条(受益資格の得喪)

本会の契約者構成員は、都道府県狩猟団体に会費を納入したときに、この保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに、受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときは、この限りでない。

第 19条(契約者構成員による保険契約の解約)

契約者構成員は、次の各号に該当する場合に、本会所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができるものとする。

(1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効

(2) 狩猟者登録の抹消、取消

第 20条(保険料の返戻-契約者構成員による解約の場合)

前条の規定により保険契約を解約する場合、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

第 21条(損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止し、これを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠ったときは、本会は、保険責任を負わないことがある。

第 22条(事故発生概況報告)

1. 契約者構成員または被保険者は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県猟友会長を経由して、事故発生概況報告をしなければならない。

2. 契約者構成員または被保険者が正当な理由なく前項の報告を怠ったときは、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

第 23条(保険金の請求)

本普通保険約款に基づき、被保険者または被保険者の遺族が保険金を請求する場合は、事故発生後1ヶ月以内に別表4に定める書類および本会が必要に応じて求めるその他の書類を本会に提出しなければならない。

第 24条(保険金の支払時期)

1. 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から90日以内に都道府県猟友会長を経由して、被保険者又はその遺族に保険金を給付する。

2. 前項の確認をするため、特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者会員または保険金受取人に対して通知するものとする。

3. 前条及び前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者会員または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

第 25条(保険金支払後の保険契約)

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

第 26条(保険契約の更新)

1. 本会は、契約者構成員に対して、保険期間の満了日までに更新前契約の満了および更新について通知する。

2. 契約者構成員は、契約を更新しない場合、もしくは契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間の満了日までに本会へ通知しなければならない。

3. 契約者構成員から前項の通知がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、本会は、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。

4. 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定および保険料率を適用する。

5. 本条の規定により保険契約を更新した場合、本会は、契約者構成員に対して保険契約証等を交付する。

第 27条(更新時における保険料の増額または保険金の減額等)

1. 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て、次の変更(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)を行うことがある。

(1) 保険料を増額しまたは保険金額を減額すること

(2) 保険契約の更新を行わないこと

2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了の日の2ヶ月前までに契約者構成員に通知する。

第 28条(保険金の減額)

1. 第4条第1項に定める他損事故の被害者が本会の構成員である場合、第8条の事由に該当しない場合であっても、当該被害者である構成員に次に定める重大な過失が認められるときは、本会は支払うべき保険金の額から、審査委員会の裁定基準に従い5%の額を上限として(ただし200万円を限度とする。)減額することができる。

(1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの(以下、「獵服等」という。)の双方またはその一方を着用していなかった場合。

2. 第4条第1項および第2項の事故の際に、被保険者構成員が次に定める順守義務違反が認められる場合、本会は当該被保険者構成員に支払うべき保険金の額から、10万円を限度として別表5に定める金額を減額することができる。

(1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの双方またはその一方を着用していなかった場合。

第 29条(保険期間中の保険料の増額または保険金の削減)

1. 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険期間中に、行政庁の認可を得て、保険料を増額しまたは保険金額を減額する変更(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)を行うことがある。

2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可を取得したのちただちに、その対象となる保険契約の契約者構成員に通知する。

3. 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の承認を得てこれを定め、本会がこの普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

第 30条(保険金の裁定についての異議申立)

1. 保険金の裁定に不服のある契約者構成員または保険金の受取人は、裁定通知をうけた日から30日以内に、本会に対し異議の申し立てをなし、再審査を請求することができる。

2. 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば、再度保険金の給付の有無並びにその金額を裁定しなければならないものとする。

第 31条(保険金請求権時効)

契約者構成員は、事故が発生したときは、事故のあった日から1年以内に本会に保険金の請求をしなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り、保険金を請求することができるものとし、3年を経過したときは、契約者構成員は、保険金を請求する権利を失い、本会は、保険責任を負わないものとする。

第 32条(再請求についての制限)

契約者構成員または保険金受取人は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第 33条(保険金の給付順位)

1. 被保険者が第6条の事故もしくは第7条により死亡したときは、保険金はその遺族が請求し、かつ、受領する。

2. 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

1. 契約者構成員は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
2. 前項の規定に違反し、これを譲り渡し、又は担保に供してもこれをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条(契約者構成員相互の事故)

契約者構成員相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者のみが保険金を請求することができることとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によることとする。

別表1 後遺障害給付基準(他損)

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの	4,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの	
	6 両上肢の用を全廃したものの	
	7 両下肢を膝関節以上で失ったもの	
	8 両下肢の用を全廃したものの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	3,552万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	5 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	6 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3,134万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	2,746万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢を肘関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を膝関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したものの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	2,358万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したものの	
	7 1下肢の用を全廃したものの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	2,000万円
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい畸形又は運動障害を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの	
	7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの	
	8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	

等級	後遺障害	てん補限度額
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1,672万円
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したものの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したものの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの	1,344万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの	
	4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したものの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したものの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの	
	8 1上肢に仮関節を残すもの	
	9 1下肢に仮関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	1,044万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	9 1耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの	
	13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したものの	
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	15 1足の足指の全部の用を廃したものの	
	16 外貌に相当な醜状を残すもの	
	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	806万円
	2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	5 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	6 1手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの	
	7 1手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したものの	
	8 1下肢を3センチメートル以上短縮したものの	
	9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
	10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
	11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	598万円
	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	7 脊柱に畸形を残すもの	
	8 1手のなか指又はくすり指を失ったもの	

等級	後遺障害	てん補限度額
第11級	9 1手の示指の用を廃したも又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したも	598万円
	10 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したも	
	11 胸腹部臓器に障害を残すも	
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すも	418万円
	2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すも	
	3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたも	
	4 1耳の耳殻の大部分を欠損したも	
	5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すも	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すも	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すも	
	8 長管骨に奇形を残すも	
	9 1手のなか指又はくすり指の用を廃したも	
	10 1足の第2の足指を失ったも、第2の足指を含み2の足指を失ったも又は第3の足指以下の3の足指を失ったも	
	11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したも	
	12 局部に頑固な神経症状を残すも	
	13 外貌に醜状を残すも	
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったも	268万円
	2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すも	
	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すも	
	4 5歯以上に対し歯科補綴を加えたも	
	5 1手の小指を失ったも	
	6 1手の拇指の指骨の一部を失ったも	
	7 1手の示指の指骨の一部を失ったも	
	8 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったも	
	9 1下肢を1センチメートル以上短縮したも	
	10 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったも	
	11 1足の第2の足指の用を廃したも、第2の足指を含み2の足指の用を廃したも又は第3の足指以下の3の足指を廃したも	
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すも	150万円
	2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたも	
	3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったも	

第14級	4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すも	150万円
	5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すも	
	6 1手の小指の用を廃したも	
	7 1手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったも	
	8 1手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったも	
	9 1足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したも	
	10 局部に神経症状を残すも	

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう
- 手指の用を廃したもとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったもとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したもとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったも又は中手指関節もしくは第1指関節第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に比する共済金額から既にあった障害の等級に比する共済金額を控除した金額を共済金額とする。

別表2 部位症状別給付日数(自損)

部位(単位:日)	部位(単位:日)											
	頭部	顔面部				頸部	胸部、腹部、背部、腰部 または臀部		上肢		下肢	
		眼、耳、 歯牙を除く 顔面部	眼	耳	歯牙		胸部 (含、胸骨、肋 骨、肩甲骨)	背部・腰部 ・臀部 (含、腸骨)	手指を除く 上肢	手指	足指を除く 下肢	足指
打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、 筋・腱の不全断裂	7	14	14	7	—	7	7	7	7	7	7	7
挫創または挫減創 (含、動物による咬傷)	14	14	—	14	—	14	14	14	14	14	14	14
骨折または脱臼	60	21	—	—	—	60	21	60	35	21	42	35
欠損または切断	—	21	—	14	7	—	—	—	60	21	70	30
筋または腱の断裂(完全に切断され た状態)	—	—	—	—	—	—	—	—	35	21	35	14
神経(脊髄を除く)の損傷または断裂	120	42	60	—	—	70	—	70	35	21	35	14
脊髄の損傷または断裂	—	—	—	—	—	120	—	120	—	—	—	—
頭蓋内の内出血もしくは血腫または 眼球の内出血もしくは血腫	60	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臓器の損傷もしくは破裂または鼓膜、 眼球の損傷もしくは破裂	—	—	30	14	—	—	60	—	—	—	—	—
熱傷	5	5	—	5	—	5	5	5	5	5	5	5
アレルギー、その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(注1)表中の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなす。

(注2)同一事故により被った傷害の部位及び症状が表中の複数の項目に該当する場合、それぞれの部位及び症状に適用されるべき日数のうち最も多い日数に該当する部位および症状に対してのみ保険金を給付する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額
1.眼の障害	単位: 万円
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2.耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3.鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4.咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5.外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6.脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に奇形を残すとき	45
7.腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	180
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	150
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	105
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残したとき	15
8.手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9.足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10.その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11.上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必要書類
他損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書(死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・所属猟友会長の証明書 ・死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し(鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し) ・被害者の診療明細書 ・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書面 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷による場合は、当該猟犬についての届出書
自損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書(死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・所属猟友会長の証明書 ・死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し(鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し) ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・鳥獣捕獲中に発生した第6条の事故(親族に対する他損事故)の場合、鳥獣捕獲許可証もしくは従事者証
狩猟行為中疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書(死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・所属猟友会長の証明書 ・死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し(鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し)

■別表5 保険金から減額する金額

第28条第2項の規定により保険金から減額する金額は以下のとおりとする。

順守義務違反の内容	保険金から減額する金額
配布ベスト及び帽子又はこれと同等程度の識別効果のあるベスト又は帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額(但し、10万円を限度とする。以下、同様)の100%
上記ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額の70%
上記帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額の30%

狩猟事故共済 重要事項説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中に疾病により死亡した場合に共済保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

*本共済保険はその発足趣旨等から、基本的に「狩猟行為中」(猟場に足を踏み入れたときから、猟場から足を踏み出したときまで)の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは種々相違があることにご留意下さい。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中の事故において、または第1種狩猟登録者である被保険者については狩猟行為中の事故のほか、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(含、暴発)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故>被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見做されません。(但し、有害捕獲に関わる行政、自治体からの依頼・要請・指示を除く)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や、林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは看做されず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入院実績等に関わらず、受傷部位と症状別の一覧表明示により、固定化しています。

③<狩猟中疾病死亡>被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、7日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

*当日の猟の途中や猟場の移動中等でも、理由の如何、自損・他損を問わず、共済保険では公道上での事故は支払対象とはなりません。

c) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故

d) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政等公的機関からの要請・依頼等による緊急捕獲出動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必須です。

e) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故

f) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(所持の許可を受けて所持する銃器の発射(含、暴発)に起因する他損事故を除く)の事故

*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i) 被保険者の使用する猟犬の咬傷による他損事故(当該猟犬の咬傷による他損事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る)

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②契約者(=被保険者)または一般社団法人日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期を更新日として、原則として更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/ (傷害日額)3,000円、③<狩猟中疾病死亡>100万円、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種狩猟登録者が1500円、それ以外の狩猟登録者が750円で、払込方法は契約時に(本会会費に含まれる形で)現金一括払となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1) 加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者(保険の対象となる方)が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2) 加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所または通知先を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告をして下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

上記1.-(2)-④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2) 重大事由による解除

以下の①~④の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者が、この保険契約の保険金を搾取る目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②従たる被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

③この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

④上記①~③のほか、本会の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①~③に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払い(本会会費の中に上記2. の保険料も包含)のみの取扱いにて、払込み猶予期間等は設定してありません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間未経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって、被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

「ポスターの女性」^{ひと}紹介



平成30年

狩猟免許
事前講習会

第一種／第二種銃猟
網猟・わな猟

一般社団法人 大日本猟友会

ハンター：児玉千明（第一種銃猟・わな猟免許所持、福井県猟友会会員）しお（甲斐犬）

大日本猟友会が作成し、全国の都道府県猟友会に配付している今年度の狩猟免許試験事前講習会用のポスターのモデルは、現役ハンターかつ福井県高浜町議会議員の児玉千明さんと愛犬の甲斐犬・しおです。

児玉さんは、若さのみならずその行動力で、全国の若手市町村議会議員との交流にも熱心で、鳥獣被害対策などに限らず、地方行政全般にわたって積極的な提言や情報発信を展開していて、高浜町に新風を起こしています。

児玉さんのプロフィール

福井県猟友会所属、第一種銃猟・わな免許及び銃砲所持許可保有。

高浜町生まれ。京都での学生生活後、帰郷して実家の美容院で勤務。

平成27年、高浜町町議会議員に最年少で当選。

児玉さんからのひと言

狩猟を始めて、まだまだ一人前には程遠いですが、“究極”といわれる狩猟、先輩方を見習って日々精進したいと思います。

平成30年度 日猟会報（通巻第44号）

発行 平成30年9月1日

編集・発行者 一般社団法人 大日本猟友会

会長 佐々木 洋平

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11

TEL (03)3234-8080

印刷所 佐川印刷株式会社

*本紙は再生紙及び環境にやさしいインクを使用しています



鳥獣プロデータバンク

地域の鳥獣保護管理に役立つ専門家を紹介・登録します

科学的・計画的な鳥獣保護管理を推進するために、
あなたの技能が求められています。

鳥獣保護管理の専門家を登録します

人材登録事業の登録者の専門分野と各分野の役割

鳥獣保護管理
プランナー

鳥獣保護管理
のための
プランニング

鳥獣保護管理
捕獲コーディネーター

鳥獣の捕獲や
鳥獣による農作物
被害対策を指導

鳥獣保護管理
調査コーディネーター

鳥獣の生息状況
などを調査



登録されると・・・

- ◆ 鳥獣保護管理人材登録のホームページに名前・専門分野・対象種・活動地域等が掲載されます。
- ◆ 「アドバイスがほしい」「研修会の講師としてきてほしい」等、地方公共団体等の申請に応じて登録者を紹介します。
- ◆ 最近では、業務の入札等の際に登録者が配置されていることが条件・加点要素になっている例があります。

応募方法は以下のURLで「登録する」をご参照ください

鳥獣保護管理に係る人材登録事業URL (環境省ホームページ内)
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

もしくは、

※これは求人広告のポスターではありません。
 ※この事業は、鳥獣保護管理に係る専門家に関する情報を提供するものであって、登録によって公的な資格や権利が付与されるものではありません。
 また、登録された方について活動の場を保证する制度でもありません。



銃猟は安全最優先

獲物の確認

矢先の確認

足場の確認

脱包の確認

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

特に、
くくりわな猟
は注意!

安全狩猟に努めましょう!

近年、わな猟でイノシシに逆襲される事故が多発しています。
止めさし時などには十分注意して下さい!
また、くくりわなのワイヤーはしっかりと固定し、十分強度がある新しいワイヤーを使用しましょう!